

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	最低株主数要件	・ Private Listed Companyは複数株主が必要で無関係の個人株主に入ってもらふ必要がある。 インド会社法上のPublic Companyの場合、最低株主数を7名以上とする法的制約があることで、あまり経営に関与していない個人株主が存在する場合があります、M&Aに際して同株主の同意取得に費用・時間を要した。	新規	・株主数の制限を緩和して、他国並(2名以上)として頂きたい。	
2	日機輸	最低株主数要件	・新会社法においても、非公開会社の最低株主数2名の規制が残り、100%子会社の場合に不必要な手続き・費用をかけている。現時点でも1株のみの親会社を設けるなど、ほぼ実益なく、改訂が望まれる。	継続	・最低株主数1名を認めて頂きたい。	
3	医機連	国産優遇政策による公平な競争の阻害	・各国での国産優遇の政策により、ローカルサプライヤーが競合他社と比較して入札が困難になったり、薬事承認に差が出ないようにして頂きたい。	継続	・内外問わず公平な競争が可能となるよう当局への働きかけを行って頂きたい。	
4	日機輸	Put権への制約	・契約上のロックイン期間とは別に増資後最低1年間はput権行使できないというRBI規制の存在により、最終増資から1年後までPut Option行使を待つ結果となり、Exitに時間を要した。	新規	・RBI規制のロックイン期間の規制を解除頂きたい。	・RBI規制
5	日機輸	M&Aに際しての高等裁判所・中央銀行の許認可の遅延（外資規制）	・インド会社分割法制をこの際に利用してM&Aを実施したが、高等裁判所の許可を得るまでに1年以上を要した。 現在は製造業への投資では同規制は撤廃された理解だが、外資の出資比率が50%以上のインド企業を通じて、他のインド企業への出資を行う場合（当社のインド子会社による買収などを想定）、政府の事前承認が必要（Downstream Investmentへの規制）は残っており、インド国内での事業の拡大や多角化が難しい。（外資規制）	新規	・M&Aに際しての高等裁判所の許認可プロセスの簡素化、Downstream Investmentへの規制を緩和頂きたい。	
6	日機輸	清算・減資のハードルの高さ	・インドでは従来より事業撤退等のハードルが高いと言われており、実務的なハードルの高さや要する時間の長さの問題認識あり。 特に閉鎖にあたってのCooling Period（1～1.5年もの間、業務を行っていない期間）や諸手続きの遅延等により数年を要してしまう。（コロナ禍の影響もあるかもしれないが、実際にCooling Periodを含め閉鎖まで4.5年を要した）	変更	・法律に規定された手続きの適切な運営と明確な対応。 ・税務当局の適切な処理。	・新会社法
7	日機輸	州による投資恩典の違い	・新規投資に対する恩典の内容が州ごとに異なっている。	変更	・州ごとに異なる恩典の内容を調和して欲しい。 ・今後、新しい恩典が確立された場合、すでに投資済の事業においてもそのメリットが享受できるようにして欲しい。	・PLI (Performance Linked Incentive)
8	日機輸	外資優遇措置の不足	・国内製造産業育成のためのインセンティブを拡充してほしい。	変更	・インドでの現地生産拡大を検討しており、法人税減免や投資金額補助など、明確なインセンティブがあればありがたい。	・生産連動型インセンティブ (PLI : Performance Linked Incentive) ・電子部品・半導体製造促進制度 (SPECS : Scheme for promotion of Manufacturing of Electronic Components & Semiconductors)
9	日鉄連	輸入最低価格設定	・1998年12月11日、政府の輸出入政策（5年毎/現行1997年4月-2002年3月）の臨時措置として、輸入最低価格制度が導入され、廉価の鉄鋼製品輸入に歯止めを掛けた。その後、国内リローラー・ユーザー組合が政府に当該措置撤廃を要請。これを受けて1999年12月最低価格の下方修正、さらに2000年1月には撤廃が発表された。しかし、国内鉄鋼メーカーがこの撤廃措置を不当としてカルカッタ高等裁判所に提訴し、係争中。審議中の扱いで輸入最低価格制度は効力がないとの解釈から制限を無視して輸入されているのが実	継続	・制度の撤廃。 ・手続き(含.除外制度)の明確化・簡素化・透明性向上。 ・規格取得にかかるガイドラインの早期開示、施行までの期間延長。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>態。</p> <p>－2016年2月5日、173HSコードについて最低価格設定（MIP：Minimum Import Price）を設定し、それを下回る価格の輸入（CIFベース）については、輸入禁止とする措置を導入。2016年2月5日に官報告示即日導入。当初6か月継続実施の予定。</p> <p>－2016年8月5日、対象を66HSコードに削減のうえ、2か月措置延長。</p> <p>－2016年10月5日、上記措置を2か月延長。</p> <p>－2016年12月5日、対象を19HSコードに削減のうえ、2か月措置延長。</p> <p>－2016年12月20日、日本政府がインド政府に対し、鉄鋼製品に対するセーフガード措置等について、世界貿易機関（WTO）協定に基づく協議を要請。</p> <p>－2017年2月4日、延長官報等は公示されず措置終了。</p> <p>－2017年2月6-7日、日本政府が二国間協議を実施。</p> <p>(措置が終了していたため、パネル設置要請は実施されず)</p> <p>－2019年2月6日、印国内ミルのMIP再導入の要望を受け、印国内鉄鋼関係者がMIP再導入を検討するミーティングを実施。</p>			
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	医機連	高輸入関税	・インドにおけるコンタクトレンズ及びケア用品の輸入関税が25%前後かかり、価格競争が厳しいインドにおいては、患者への負担が必要以上に生じ、必要な医療機器を患者に提供する上での阻害要因となっている。	継続	・税率の引き下げ、もしくはEPAやFTAによる税制の特例優遇措置。	
2	時計協	高輸入関税	・社会福祉課徴金に加え、IGSTも課せられるため、実効関税率は非常に高くなっている。	継続	・統合や税額控除・相殺の実施状況を見守りたい。	・関税法
3	時計協	高輸入関税	(改善) ・相殺関税と特別追加関税がIGSTへ統合された。 ・事業として使用する物品・サービスの提供を受けるGST登録者は、当該仕入税額控除を課税売上に係る税額と相殺が可能となった。 ・日本インド包括的経済連携協定（日印EPA）により、日本原産の時計関税は撤廃された。しかし、その後の運用を見守る必要がある。	継続		
4	日機輸	ITA対象品目への関税賦課	・ITA対象品目と考えられる情報通信関連製品に対して関税を課す動きがある。	継続	・無税化の措置を継続して欲しい。	・ITA-1
5	日機輸	ITA対象品目への関税賦課	・カメラはデジタル商品との扱いでWTO ITA協定の下、関税がほとんどの国でかかっていない一方、レンズ、双眼鏡はITA協定の対象品目とならず関税が賦課されている。(インド) －レンズ：10% －双眼鏡：10%	継続	・今後WTO ITA協定の拡大交渉での関税撤廃を要望して頂きたい。	・インド輸入関税率表
6	日機輸	ITA対象品目への関税賦課	・2017年7月1日発効のインド政府通達で、WTO ITA対象品目となっているインクカートリッジ製品やコンパクトプリンタが課税対象となっている。	継続	・WTO ITAにおいて既に関税撤廃となっているため、無税扱いとすることをお願いしたい。	・仏歴2535年 有害物質法 ・(施行予定不明)の新規物質届出を要求する規制 ・化学物質法案
7	日機輸	高率の間接税	・基本関税0%の製品を輸入しても、それ以外に社会福祉サーチャージ(10%)が課税され、他にもGSTがあるためコストが高くなる。 インドに製品組立工程を移管しようと考えたものの構成部品（電子部品含む）の輸入には高額な輸入関税が発生する一方、ASEAN域内から完成品をFTAを活用して輸入する場合は無税であるため結果的にASEAN域内から完成品輸入した方がコストが安く、インド現地生産の動機となり得ない。	継続	・各種税金を撤廃・低減してほしい。 (インドモノづくりを推進するには、完成品のモノづくりを加速させるためにも部品関税の撤廃が必要)	
8	日機輸	関税率引き上げ	・インド政府通達によって、IPカメラ（ネットワークカメラと同様に）の関税率が10%→20%に引き上げられ、20%の高関税が適用されている。	継続	・WTO ITAに違反していないことは認識しているが、従来の関税率と同等にして頂きたい。	・インド輸入関税率表
9	日機輸	関税率引き上げ	・2017年12月14日発効のインド政府通達によって、ネットワークカメラ(10%=>20%に引き上げ)の関税率が引き上げられた。	継続	・ITAルールに違反していないことは認識しているが、従来の関税率と同等に	・危険化学品安全管理条例 ・危険化学品登記管理弁法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					して頂きたい。	
10	JEITA	アンチダンピング関税措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①機械やその他の製品に対する反ダンピング関税、輸出入時に必要な規制遵守が多い。</li> <li>②世界貿易機関によると、インドの最恵国待遇（MFN）適用輸入関税率の平均は13.8%で、主要な経済圏の中で最も高い。2019年の米国政府の報告書によると、インドは輸入関税が最も高い国の一つである。</li> <li>インドの輸出業者は、輸入原材料に高い価格を支払うため、最終製品を値上げざるを得ず、グローバル市場で競争力が低下している。</li> <li>③下記品目において、アンチダンピング関税の賦課があり、貿易・ビジネスの妨げとなっている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. アルミニウム製パッキング用箔</li> <li>ii. アルミニウムタブ</li> <li>iii. レーザー切断機</li> </ul> </li> </ul>	新規	・貿易政策、通関手続き・義務の円滑化。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①② Detailed Regulations for the Implementation of the 15/2023 - Customs (ADD) No. 1</li> <li>・③ Notification ref: 68/2021-Customs (ADD)</li> <li>・ Notification ref: 15/2023-Customs (ADD)</li> </ul>
11	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年4月、日本、中国、韓国、ウクライナからの冷延鋼板類に対するアンチダンピング調査開始。</li> <li>→2016年8月、暫定措置（6か月）。</li> <li>→2017年5月、最終決定公示。輸入価格が576米ドル/トンを下回る場合、差額を暫定AD税として賦課する（5年間）。</li> <li>→2021年3月、商工省がAD措置延長調査を開始。</li> <li>→2021年9月、商工省がAD措置延長調査の結果、最終決定クロを告示（財務省への課税建議）。</li> <li>→2022年1月、財務省が「商工省による課税建議を受け入れない」旨、告示（理由等は不明）。</li> <li>→2022年3月、インド国内産業がCESTAT(関税・物品税サービス税審判委員会)に財務省の決定に対して不服申し立てを申請。</li> </ul>	継続		
12	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年4月、日本、中国、韓国、インドネシア、ブラジル、ロシアからの熱延鋼板類および厚板に対するアンチダンピング調査開始。</li> <li>→2016年8月、暫定措置（6か月）。</li> <li>→2017年5月、最終決定公示。輸入価格が478～561米ドル/トンを下回る場合、差額を暫定アンチダンピング税として賦課する（5年間）。</li> <li>→2021年3月、商工省がアンチダンピング措置延長調査を開始。</li> <li>→2021年9月、商工省がアンチダンピング措置延長調査の結果、最終決定クロを告示（財務省への課税建議）。</li> <li>→2022年1月、財務省が「商工省による課税建議を受け入れない」旨、告示（理由等は不明）。</li> <li>→2022年3月、インド国内産業がCESTAT（関税・物品税サービス税審判委員会）に財務省の決定に対して不服申し立てを申請。</li> </ul>	継続		
13	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年7月、日本、中国、韓国、台湾、香港、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム、シンガポール、UAE、EU、米国、メキシコ、南アフリカからのステンレス鋼板（熱延・冷延）に対するアンチダンピング調査開始。</li> <li>→2020年12月、商工省が最終決定告示。67～474 米ドル/トンのアンチダンピング税賦課を財務省に建議。</li> <li>→2021年3月、財務省が「商工省による課税建議を受け入れない」旨、告示（理由等は不明）。</li> <li>→2021年11月、インド国内産業がCESTAT(関税・物品税サービス税審判委員会)に財務省の決定に対して不服申し立てを申請。</li> </ul>	継続		
14	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年6月、日本、韓国、シンガポールからの電気亜鉛めっき鋼板に対するアンチダンピング調査開始。</li> <li>→2022年7月、商工省が最終決定告示。0～64.08 米ドル/トンのアンチダンピング税賦課を財務省に建議。</li> <li>→2022年10月、財務省が最終決定告示。商工省による建議通りのアンチダンピング税を5年間賦課する旨を決定。</li> </ul>	継続		
15	日鉄連	セーフガード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年9月7日、熱延鋼板(コイル)に対するセーフガード調査開始。</li> </ul>	継続	・適用除外の設定、措置の撤廃（特に	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>-2015年9月14日、財務省が20%の暫定セーフガード税賦課決定(最長200日間)。</li> <li>-2015年9月14日から財務省が2年半のセーフガード税賦開始(2018年3月13日、措置終了)。</li> <li>-2016年12月20日、日本政府がインド政府に対し、鉄鋼製品に対するセーフガード措置等について、世界貿易機関(WTO)協定に基づく協議を要請。</li> <li>-2017年2月6-7日、日本政府が二国間協議を実施。</li> <li>-2017年4月3日、パネル設置が決定。</li> <li>-2017年6月22日、パネル委員長および委員が決定。</li> <li>-2018年11月6日、パネル報告書の公表。日本の主張は概ね認定された。</li> <li>-2018年12月14日、インド政府が上級委員会に上訴。</li> <li>-2018年12月21日、日本政府が上級委員会に反上訴。</li> </ul>		15.9から開始の熱延鋼板に対するセーフガード調査は、WTO協定との整合性に疑義あり)。 ・制度の撤廃。輸入の禁止・制限することについては、WTO協定に対する強い不整合が疑われる。	
16	日鉄連	セーフガード措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年12月7日、厚板に対するセーフガード調査開始。</li> <li>-2016年11月23日から財務省が2年半のセーフガード税賦課開始。</li> <li>-2019年5月22日、措置終了。</li> </ul>	変更		
17	日機輸	関税分類の恣意性・不統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本-インド間では日本・インド包括的経済連携協定が締結されており、対象HSコードの品目については、特定原産地証明書の発行によりインド側での輸入関税が免税となる。日本で生産された建設機械の殆どが免税対象であるが、ホイールローダー(HSコード:842951000)のみ対象外。輸入関税7%が発生した。</li> <li>*2021年10月にインド税関より急遽84295900から84295100への変更指示を受領</li> <li>2021年10月以前までは84295900を使用して免税を取得。</li> </ul>	新規	・ホイールローダーに関しても他の建設機械と同様に免税を認めて頂きたい。	
18	自動部品	関税分類の恣意性・不統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年に関税率10%(HSコード:8714910)で輸入していた原材料に対して、インド税関の指示により関税率15%(HSコード:87141090)に変更された。</li> <li>しかし弊社は訴訟を起こし勝訴し、追加で支払っていた輸入税の差額分の払い戻しを受けた。</li> </ul>	継続	・判定基準の情報公開(不当な関税率の変更・不要な訴訟対応を生じさせないようにするため)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Customs order no. 1295/2021-22 dt. 21/10/21.</li> <li>・ Refund order no. 08/2023 dt.11.01.23</li> </ul>
19	自動部品	関税分類の恣意性・不統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素センサの輸入HSコード:903180(FTA適用で関税0%)に対し、ムンバイ税関から、2021年3月に下された、鉄道信号に用いる電気リレーに対するインド最高裁判所の判決で用いられた理論(鉄道用部品)が、今回の酸素センサに当てはまるとの主張より、酸素センサが、自動車のその他の部分品 HSコード:870899(FTA対象外で関税15%)にあたることで、貨物が通関STOPした。ムンバイ税関以外での酸素センサの輸入は、従来通り90318000で問題なく輸入通関が出来ていた。</li> <li>抗弁書を作成し、ムンバイ税関に提出した。</li> <li>その後は、理由は分からないが、90318000で問題なく輸入通関が出来ている。</li> </ul>	継続	・インドでは、2020年12月より、非面型審査制度(Faceless Assessment)の導入により、どの税関の審査に当たるかは、インド輸入地に関係なく246税関にランダムに決定されるが、税関により、HSコードの見解が違う場合があり、インド税関として、統一の見解を示してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非面型審査制度(Faceless Assessment)</li> <li><a href="https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/tax/int/jp-int-customs-duty-knowledge-July2020.pdf">https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/tax/int/jp-int-customs-duty-knowledge-July2020.pdf</a></li> </ul>
20	JPETA	関税分類の恣意性・不統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Light Weight Coated Paper輸出時のHSコードは4810.22/4810.29に区別される。このコードは機械パルプを10~50%含むとなっているが、日本のメーカーで機械パルプを使用して生産しているメーカーはほとんどないため輸出版売が非常に困難となっている。</li> </ul>	新規	・輸入時、HSコード4810.22/4810.29の規制緩和、撤廃を行ってほしい。	
21	日機輸	関税分類の恣意性・不統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税収増を目的として、より税率の高い関税分類を適用させるため、輸入者に対して適用すべき関税分類の指摘があり、解釈間違いを認めた場合、様々な法律を適用され、差額、金利、ペナルティの支払いが発生する。</li> <li>また、明確な判断基準、適用根拠の説明がなく、解釈も極めて曖昧。係争になった場合、役所の許可が出るまで販売ができず、仮販売許可を得られるまでの手続きが不明確で時間を要する。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な判断基準の設置と適用根拠の説明をして頂きたい。</li> <li>・税関手続きの透明性を高めて頂きたい。</li> </ul>	
22	日機輸	関税分類の恣意性・不統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HSコードの適用は税関担当が決めることになっており、担当官による適用するHSコードが異なる。</li> <li>・第三者機関などでHSコードを決定する機能がない。</li> <li>・リチウムイオン電池(LiB)のインド国内税率(GST)が低減されるも、日本発行の経済協定原産地証明書のHSコードとインド側の運用コードとが不-</li> </ul>	継続		

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			致。両国のコードを併記しなければならない。			
23	日機輸	輸入品への関税制度	・輸入品の精密機械（実装SMT、半導体組立関連）は「販売目的」での基本関税7.5%が掛かる。インドで現地生産が困難な精密機械/生産設備の「輸入・販売・サービス企業」においては、この関税負担は大きい。特定のHSコード商品への基本関税の撤廃を期待する。 製造使用を目的としない、顧客への当該設備の実験・パフォーマンス検証・技能者育成、短納期対応は精密機械業（流通業）にとって不可欠である。結果的にインドのMake in Indiaの実現を加速すると考える。	継続	・税制改正による関税撤廃。	
24	日機輸	輸入品への関税制度	・輸入品に関して、優遇関税の対象拡大が必要。現状は原材料のみがゼロであり、国内生産が増大していく中、それを電子部品に拡大する事が必要。	変更	・優遇関税の対象拡大。	
25	JEITA	二次電池製造マシンのIGCR免除対象外	・特定の種類の先進二次電池製造機械は、IGCR免除（IGCR：譲許的レートでの商品の輸入）の対象となる。一部の機械は、高度な電池製造に欠かせず、かつ現在のところインドでは入手できないものの、IGCRリストに含まれておらず、インドで先進的な電池製造施設の立ち上げに大きな負担となっている。	継続	・電池製造のための特定の機械がIGCR免除の対象となることを要望する。 これらの機械は、先進的な二次電池製造のために重要かつ不可欠であり、次のHSコードに該当する。 【対象機械のHSコード】 ①バッテリー組立用： 84659990、84224000、 84198990、84798999、 84615029、84798200、 84248990、84561100 ②検査用： 84798999、90221900	・税関通知25/2002, dt. 01.03.2002 ・ Amended as 71/2018, dt. 28.09.2018 ・ Rule 68/2017 dt. 30.06.2017 amended as 09/2021, dt. 01.02.2021 ・ Under the Customs Act, 1962., インド財務省 Ministry of Finance (Department of Revenue) India
26	医機連	輸入通関手続の煩瑣・遅延	・欧州から輸出した場合も含めて、Made to Orderのレンズを代理店に輸出する際、輸入手続の時間がかかり、結果、患者に届く時間がかかり、一部患者は待ちきれず、他のレンズを選択するケースがある。	継続	・製品輸入手続を迅速にするための枠組構築。	
27	日機輸	輸入通関手続の煩瑣・遅延	・CY(コンテナヤード)内の通関ではなく、ICD (Inland Container Depot)、CFS (コンテナフレートステーション)での通関となり、CYからの横持ちが常に発生する。	継続		
28	JEITA	保税倉庫 (FTWZ) 間の通関手続の煩瑣・遅延	・保税倉庫 (FTWZ) から顧客の保税倉庫 (CBW) へ保税転送する際、1日目、当社が出荷書類を作成、その間に税関の現物確認 (Exam) を受け、2日目に荷受け側が出荷書類を元に税関から2種類の Certification を受領する。その後3日目以降に当社が Certification を荷受人から受け取り、書類評価 (Assessment) を受けたのちようやく出荷できる。Exam と Assessment のタイミングは1日に2回のみのため、在庫を緊急時に出荷対応ができない。	継続	・左記のプロセスの簡略化、もしくは Online 化による手続きの加速化。	
29	日機輸	輸入通関時の最高小売価格の申告・表示義務の煩瑣・困難	・輸入通関時に製品上のMRP (Maximum Retail Price=最大小売価格) 表示義務があるため、為替の影響やマーケットの状況を見て、価格を柔軟に変更することができない。 また、価格を改定する場合は、商品に添付するMRPラベルの変更が必要であり、価格を下げる場合の価格改定は認められているが、上げる場合は、税制の変更等に限定されている。	継続	・企業のビジネス活動を考慮した法令改定をして頂きたい。	
30	時計協	ATAカルネの利用限度	・インドはATAカルネ (Admission Temporary Agreement: 物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約) に参加しているものの、サンプル持込の用途が大規模な展示会等に限定されている。	継続	・適用範囲を商品見本条約のサンプルまで拡大することを希望。	・物品の一時輸入のための通関手続きに関する条約 (ATA 条約)
31	時計協	税関担当者の未熟	・税関担当者の環境法規制理解が不十分なため、法令対応していても税関トラブルが発生することがある。	継続	・税関担当者の教育、質の向上。	・プラスチック廃棄物管理規則
32	日機輸	個人消費荷物	・個人消費 (利用) の輸入荷物につき、電化製品が「原則禁止」されている	継続	・制限緩和を検討して頂きたい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		の電化製品への輸入禁止・日本食輸入関税率の変更	る。 2019年8月、インド/ムンバイの日本食輸入関税率が変更された。 43.8%（関税+物品サービス税の合計） 送り状記載の金額（JPY）をルピーへ換算に課税（商品価格ではないとのこと）。			
33	日鉄連	原産地証明書 CAROTAR2020の不透明、手続の煩雑・遅延	・2020年8月、インド財務省が貿易協定上の原産品判定における管理厳格化策（CAROTAR）を公示。9月施行。鉄鋼製品に限らず、インドが締結する各貿易協定における全ての特惠税率当該品が対象。 輸入者が特惠税率を受けるために、原産品判定基準に係る情報を保持し、税関当局の求めに応じて開示しなければならず、場合によっては特惠税率の適用が否認される。 本来、日本の第三者機関が証明した原産地証明書に疑義または質問があれば、政府間での検認で確認すべきところ、輸入者とインド税関が確認する制度、その結果次第でインド税関の権限で特惠関税の付与を否認できる制度は根本的に問題。 インドでは税関港および担当者の解釈が異なることもあり、また、条文の解釈や税関の対応により、過剰な書類提出等が要求される可能性をはらんでおり、通関に支障が生じる可能性が懸念される。	継続	・措置撤廃。 ・（措置撤廃が難しければ）インド当局に対して日本企業への過度な負担とならないよう働きかけを行う。	・ The Customs (Administration of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules,2020
34	JEITA	原産地証明書 CAROTAR2020の不透明、手続の煩雑・遅延	・2020年9月の厳格化（CAROTAR2020）施行以降、税関で原産地情報を求められ通関が止まったり、これまでの書類ではFTAの適用が認められなかった等の事例あり。輸入の都度、複雑かつ多数の書類の提出が必要で、実質的にFTA適用を断念しているケースもある。	継続	・手続きの簡素化。	・ CAROTAR2020
35	日商	原産地証明書 CAROTAR2020の不透明、手続の煩雑	・恣意的なCAROTAR 2020対応要請について、EPAの低減関税適用に際し、輸出者である我々は、日本商工会議所に申請・受理された原産地証明書を添付し、免税処置を行っている。しかし、インド政府(税関)より、「必要に応じ提出する」こととなっている、同原産地証明取得に際し商工会議所に提供した原産地性を示す各種データを要求される頻度が最近高まり、輸出業務に支障をきたしている。	継続	・日本商工会議所の発行した原産地証明書の添付・提出をもって、日印EPA特惠関税適用が完了するようインド当局に要請頂きたい。	・ JETRO インドの原産地証明新ルールCAROTAR 2020 <a href="https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2020/b1feb0e83d903263.html">https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2020/b1feb0e83d903263.html</a>
36	日機輸	原産地証明書 CAROTAR2020の不透明、手続の煩雑・遅延	・関税法が2020年9月に改正され、輸入時のFTA/EPA審査が厳格化された。新たな税関規則では、特定原産地証明を利用した輸入者に対し原産性に関する情報を保持することを義務付けられ、輸入手続時に追加情報記入のほか、インド税関から要求のあった場合には詳細を提出することが必要となった。上記対応に相当の工数がかかっている。	継続	・適正な原産地証明を行っている企業に対しては一定の基準を設けて要求しないよう検討頂きたい。	
37	日機輸	原産地証明書 CAROTAR2020の不透明、手続の煩雑・遅延	・法令CAROTAR 2020の施行により税関から要求があった際に重要生産情報の開示に繋がることへの生産現場とサプライヤーの懸念により、原産判定に必要な情報を収集することが今まで以上に困難となる。	変更	・積極的なEPA活用推進とは相反する面もあり、撤廃が最も望ましいが、運用を続けるとしても税関に開示が必要となる情報は明確化して欲しい。	・ CAROTAR2020
38	日機輸	原産地証明書 CAROTAR2020の不透明、手続の煩雑・遅延	・EPAがあるにも関わらず、インド独自のルール（CAROTAR2020）があるため、必要書類の準備に時間を要する。	新規	・EPAへ一本化して欲しい。	
39	日機輸	原産地証明書 CAROTAR2020の不透明、手続の煩雑・遅延	・2020年9月21日に施行された原産地証明に係る新たなルールCAROTAR 2020により、FTA適用モデルの通関時の提出資料が変更となった。申告時に従来の原産地証明書のほかに、原産性を証明するコストデータ(Form1)を出荷毎・モデル毎に提出し、また必要に応じて追加情報の提出を求められ、輸出者からのコスト情報等の追加入手に、工数増、負担増となっている。FTAを利用する輸入通関での銀行保証は不要となったことより、通関リードタイムは改善された。また、CAROTARの手続きの規制緩和によりForm-Iプロセスに多少の緩和はあったが、依然として手続きは複雑である。	変更	・輸入者の負担軽減につながるよう、提出資料、書類、手続を簡素化して頂きたい。(例：出荷毎でなく、製品単位の査定とし、一度査定を受けたものは都度の資料提出・査定を免除頂きたい。) ・FTA適用の適正化をして頂きたい。原産性を精査し、認められたものはFTA適用を迅速に認めて頂きたい。	・ the Customs (Administration of Rules of Origin under the Trade Agreements) Rules, 2020 ・ Custom Act 28DA

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					・ Form-I提出手続きの更なる簡素化。	
40	自動部品	特定原産地証明書申請手続きの遅延	・ 特定原産地証明の原本送付が貨物到着までに間に合わないことがある。	変更	・ 電子化拡大希望。	
41	自動部品	FTA原産地規則の原産地認定基準の厳格・煩雑	・ 原産地証明書 (COO) の要求が増加傾向。EPA管理品目が増えれば、定期的な原産確認の件数も増え、管理体制 (人員・システム化など) を見直す必要があると考えている。	変更	・ 解決済 (国際物流WGにて対応中)	
42	時計協	FTA原産地規則の原産地認定基準の厳格・煩雑	・ EPA申請に伴う国内での原産地証明取得手続きにおいてサフィックスを含む機種ごと、出荷単位ごとに原産地取得をしており、膨大な時間と都度費用発生という観点から極めてロスが大きい作業となっている。	継続	・ サフィックスまで含めた複雑な個別管理の緩和。 ・ 申請及び費用発生を、出荷単位ではなく、新製品・未登録製品追加時のみに緩和。	
43	日機輸	FTA原産地規則の原産地認定基準の厳格・煩雑	・ 日印CEPAの原産地規則は多くの産品についてRVCとCTCの両基準の充足を要求しており、特惠原産地証明書を取得するのに時間と手間がかかる。	継続	・ RVCとCTCの一方を満たせば足りるように変更する等、原産地規則を緩和して欲しい。	・ 日印CEPA
44	日機輸	FTA原産地規則の原産地認定基準の厳格・煩雑	・ 原産割合を証明するものとして、輸入品の生産プロセスや原価明細など、サプライヤーやメーカーの企業機密にあたる情報など、輸入者にとって現実的に入手不可能な情報の開示を求められる。本来そのような詳細情報は関税当局が輸出国の検認当局に情報を求めるべきであるが、当局はそれをせず、輸入者に情報開示を求めるため、輸入者には対応不可能であり、最終的に特惠関税の適用を断念せざるを得ず、多大な税コストの増加につながっている。また、関税当局より原産地証明への検認当局側の署名者に関する質問など、本来、当制度の趣旨にあわない問い合わせもあり。これら対応のために通関に要する時間が増大し、不要な保管料、金利が発生している。	継続	・ 現実的に証明不可能な情報を求めないこと。 ・ そのような運用にならないように法制度を改正すること。 ・ 或いは、当局担当者に制度主旨への理解を徹底すること。	・ 関税法第28DA
45	日機輸	FTA原産地規則の原産地認定基準の厳格・煩雑	・ 日印EPA利用条件 (例：ビデオカメラ) として、付加価値基準35%の証明に加え、HSコード変更基準の証明も必要となっている等、原産地基準を満たすハードルが高く、全ての必要書類を揃えるのに1製品で1年を要し、EPA適用を断念せざるを得なかった。高関税 (例：ビデオカメラ10%、レンズ10%等) の対応策としての日印EPAは機能せずに事実上の貿易障壁となっている。	継続	・ 今後の交渉時に、日・インド包括的経済協定の原産地規則を簡素化 (HSコード変更基準又は付加価値基準の選択制) して頂きたい。	・ 日本・インド包括的経済連携協定
46	印刷機械	日インドFTAの特恵関税適用の煩雑	・ 印刷機は一般規則にあたり、CTSH、かつVA35%の証明が必要。コロナ禍までは問題なく証明出来ていたが、昨今のサプライヤーからの値上に対し、顧客への販売価格がタイムリーに転嫁出来ておらず、証明のためのサプライヤー証明を多く取得する必要が出てきた。RCEPへの加入が実現していればCTHでの証明となっていたと思われるが、インド独特の関税分類変更基準が証明に対して労力がかかる。	継続	・ 関税分類変更基準の見直し、もしくは新たな協定へのインドの加入。	
47	日鉄連	強制規格取得製品輸出の管理強化	・ 2020年12月、インド規格局(BIS)がIS規格を取得した鉄鋼製品をインドへ輸出する際、専用のポータルサイトを通じて貨物情報を事前共有することをBISライセンス保有企業向けに要求。ポータルサイトの構造上、ライセンス保有者となるメーカーが登録者となること、商社の顧客情報が示されたBL/Invoiceが必要書類として求められることを確認。情報提供に協力しない場合、保有するライセンスの使用に支障が生じることが懸念される。	継続	・ 制度の撤廃。 ・ (制度の撤廃が難しければ) 1ライセンスにつき複数の登録用IDを付与するなどのポータルサイトのシステム構成の修正。提出書類をBL/Invoiceより機密性の低い書類とすること。	
48	日機輸	品質管理命令(QCO)遵守による厳しいBIS規格適合要求	・ インドに輸出する製品についてQCO (品質管理命令) への遵守によるBIS規格への適合が要求されており、製品がBIS規格に適合しない場合はインド国内への輸入が規制され、通関で止められる事象が発生している。	新規	・ 国内法の改正または、輸入製品に係る運用ルールの改善を要望する。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
49	時計協	BIS強制認証対象品目の通関の困難	<p>・リチウム二次電池はBIS強制認証の対象品目で、通関時にBIS登録が必須だが、電池メーカーが登録を行わない（輸出が無い）場合、輸出者がBIS登録を行うか輸出を断念する必要がある。最初に製品安全認証を取得後の有効期限は2年と短く、短期間での更新が必要。 Evidence : <a href="https://www.crsbis.in/BIS/app_srv/tdc/gl/docs/brochure.pdf">https://www.crsbis.in/BIS/app_srv/tdc/gl/docs/brochure.pdf</a> <a href="https://www.crsbis.in/BIS/products-bis.do">https://www.crsbis.in/BIS/products-bis.do</a></p>	継続	<p>・電池の輸送・通関について、国ごとの規制・制度ではなく、国際的な枠組みでの輸送・通関可能な仕組みを構築して欲しい。</p>	・インド標準規格(BIS)
50	日鉄連	鉄鉱石輸出税賦課	<p>・2007年2月28日、インド財務省は、税収確保とインド国内鉄鉱石資源温存のため、鉄鉱石輸出につきトンあたり300ルピーを一律課税することを発表（3月1日実施）。 2007年5月以降、複数回に亘り税制を変更している（以下参照）。 -----塊鉱-----粉鉱-----ペレット 2007年5月3日---変更なし-----トン当たり50ルピー---N/A 2008年6月13日---FOB価格の15%-----N/A 2008年10月31日---変更なし-----トン当たり200ルピー---N/A 2008年12月7日---FOB価格の5%-----撤廃-----N/A 2009年12月24日---FOB価格の10%-----FOB価格の5%-----N/A 2010年4月29日---FOB価格の15%-----変更なし-----N/A 2011年2月28日---FOB価格の20%-----FOB価格の20%-----N/A 2011年12月30日---FOB価格の30%-----FOB価格の30%-----N/A 2014年1月27日---変更なし-----変更なし-----FOB価格の5% 2015年6月1日---Fe58%以上FOB価格の30%---変更なし-----変更なし -----Fe58%未満FOB価格の10%---変更なし-----変更なし 2015年10月16日---日韓向けのみ、Fe58%以上のFOB価格を30→10%に引き下げ。 その他は変更なし。-----変更なし 2016年1月6日---変更なし-----変更なし-----撤廃 2016年3月1日---Fe58%未満の輸出税(10%)を撤廃-----変更なし 2018年2月20日---変更なし-----変更なし-----変更なし 2021年1月8日---日本向けのFe58%以上のFOB価格30→10%引き下げを撤廃。韓国向けも同様に撤廃となった模様。-----変更なし 2022年5月22日---一律FOB価格の50%へ引き上げ-----FOB価格の45% 2022年11月18日---Fe58%以上：FOB価格の30%へ引き下げ---撤廃 Fe58%未満：撤廃 鉄鉱石輸出税は、鉄鉱石サプライヤーにとって経済的に大きな負担となっている。また、負担の一部がFOB価格上昇という形で、日本を始め鉄鉱石需要家に転嫁されることもある。</p>	継続	<p>・制度の撤廃。</p>	
51	日鉄連	鉄鉱石の輸出禁止	<p>・2010年7月、違法採掘防止を理由として、カルナタカ州政府が鉄鉱石輸出の禁止を執行。現在は一部の鉱山において操業が再開されているが、輸出は依然として禁止されている状況。</p>	継続	<p>・制度の撤廃。</p>	
52	日機輸	輸出事業への恩典の不足	<p>・輸出品の輸入関税をリファンドできる仕組みがあるが、リファンド手続きで大量の明細資料の提出を求められる(1000ページ以上の購入資料)。新機種種の取り扱いが発生するたびに提出が必要で、膨大な事務量になっている。</p>	変更	<p>・輸出事業への恩典を充実させて欲しい。</p>	
53	自動部品	輸入税恩典の突然の変更	<p>・輸入税の恩典（FOB価格の3%の払い戻し）を受けるための申請が煩雑である。 また、この恩典は事前のアナウンスなく、2021年1月より打ち切られ、弊社の生産・販売する製品価格に影響が出ている。</p>	継続	<p>・インセンティブを請求するための手続きの簡素化。 ・誰もが理解して活用できるように、政策の公示方法の改善。</p>	<p>・ Advance License is granted under Foreign Trade (Development &amp; Regulation) Act, 1992 (No.22 of 1992) of Govt.India</p>
54	日機輸	物流インフラの未整備	<p>・物流インフラについて、以下の問題がある。 一全体的に輸入量が増加しているにもかかわらず、港湾、貨物鉄道駅のインフラ拡張整備が一向に進まず物量に追いついていない。定期的に港湾混雑が</p>	継続	<p>・港湾、貨物鉄道駅の整備。</p>	<p>・ National Logistics Policy 2022</p>

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。



問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			発生し、販売に大きく影響している。 ー雨季の洪水で鉄道、道路が寸断され、物流リードタイムが大幅に伸びる事態が発生している。 ー道路（アスファルト）の質が悪い。舗装しても雨季の洪水で舗装が流されもとのガタガタ道に戻る。 ー1時間のスコールで道路に水が溢れ川になる。衛生上も課題がある。			
4. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	対外送金規制	・外貨送金の規制が厳しく、たとえば輸入商品代金の送金には膨大な資料とサインが求められ、とても煩雑。これによりかなりの時間がかかり処理が遅くなる。	継続	・送金時の手続きの簡素化。	・ RBI Act
2	電機工	銀行送金の手数料	・2023年7月通知、9月実施にてインド国内銀行から国外銀行に送金する際に手数料として20%程度の送金手数料利用をかける法律が施行されている。現時点では当社駐在員でこの法律に抵触した実績はないが何時対象とみなされるのか心配している。本件既に本社人事には相談済みであり、発生した場合は別途精算可能との回答を得ているが、そもそもインドでの所得税支払い済みの現地受け取り給与の残りを送金しているだけなのに何故ここに更に20%の手数料を加算するのか全くもって税務面が信用できない状況にある。	新規		
3	日機輸	海外からの入金手続の煩雑	・海外からの入金について規制があり、例えば個別に契約書を求められるなど煩雑。	継続	・入金制度の簡素化。	・ RBI Act
4	JPETA	インド会社の株式電子化に伴うインド証券口座番号取得の義務	・インド当局によりインド企業の株式電子化義務が発表されたが、株主は保有する証券口座番号(DMAT Account#)をインド当局に登録する必要があると言われている。外国会社である日本企業は、証券会社の口座開設手続きが煩雑であり、また口座維持費用に年間US\$5,000係るという情報もあり、負担が大きい。	新規	・証券口座維持手数料について、インド国内株主と同様の負担程度とする事を検討してほしい。	
5	日機輸	外国人の銀行口座の維持とインドルピーの海外持ち出し制限の緩和	・外国人がインドの銀行に提出しているビザの期限が切れると同時に口座が凍結されるため、帰任後にインド側での支払いや還付があっても口座を使えない。またインド国外へのルピーの持ち出しが原則禁止されているため、帰任前に速やかにインドルピーを引き出すこともできず、多額の現金が口座に残ったまま口座が凍結されてしまうケースがあり救済策がない。	新規	・帰任後も最低ビザ期限切れから1年間は口座が維持されるようにして頂きたい。あるいは国外からも口座を維持できるようにして頂きたい。 ・外国人居住者に対してはインドルピーの海外送金のハードルを下げたい。 ・またTCS課税対象外とし、年間の送金額の上限を緩和頂きたい。	・ RBI規則 ・ 仕向送金ルール(LRS) ・ 所得税規則他
6	日機輸	エスクロー口座開設に係る規制、手続きの煩雑	・M&Aに際して、偶発債務のリスクヘッジでエスクロー口座を開設したが、法規制、外資規制が複雑で、口座開設に時間を要して、ディール成立が大幅に遅延した。	新規	・エスクロー口座に係る規制を緩和、簡素化頂きたい。	
7	日機輸	株式譲渡に係るRBI価格規制	・ポストコロナの状況において、日本からの出資検討案件が増加しているが、インド準備銀行（RBI）価格規制(注)が日本企業による投資や再編の選択肢を狭める要因となっている。 (注)インド非居住者がインド居住者から株式取得する場合は、株式の公正価値を上回る価格で取得することを義務付け、インド非居住からインド居住者へ譲渡する場合は、株式の公正価値を下回る価格での譲渡を義務付けている。	新規	・同規制が緩和されれば投資拡大につながる事が考えられる為、緩和を要請したい。	・ RBI Pricing Guideline Reserve Bank of India - Master Directions (rbi.org.in) <a href="https://www.rbi.org.in/scripts/BS_ViewMasDirections.aspx?id=11200#AS">https://www.rbi.org.in/scripts/BS_ViewMasDirections.aspx?id=11200#AS</a>
5. 税制						
1	時計協	高率で複雑な間接税	・付加価値税（VAT）が無くなりGSTへ。 ・中央売上税（CST）2%・サービス税14%は廃止された。 ・社会福祉課徴金・関税など高率で運用が複雑。	継続	・統合や相殺の実施状況を見守りたい。依然高率課税なので削減又は撤廃を要望。	・ 物品税法 ・ 各種税法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					【GST】 - 盲人時計：12% - クロック系：18% - ウオッチ系：18%	
2	日鉄連	グループ会社間の融資・配当金支払いに対するみなし配当課税	・グループ会社間の融資（兄弟会社間融資、子会社から親会社への融資）が「みなし配当」と定義され、融資元会社に対し「配当分配税」（融資元本×(30%+追加税率)）が課税される。 結果、グループ会社間における自由な資金移動が阻害され、グループ会社の資金調達の実効性が狭められている。 【制度の変遷】 - インド税法(Income Tax Act)上、当初よりグループ会社間の融資を「みなし配当」と定める規定あり（該当の場合、みなし配当受領者に法人税を課税）。 - 1997年4月：「配当分配税」導入。 - 2018年4月（施行予定）：グループ会社間の融資（みなし配当）に対し「配当分配税」が適用されることを規定、更にその際の税率を30%(+追加税率)と規定。	継続	・グループ会社間の融資を「みなし配当」から除外。	・配当分配税(Dividend Distribution Tax)：Income Tax Act, section 115O ・みなし配当(Deemed Dividend)：Income Tax Act, Section 2 (22) e
3	日機輸	グループ会社間の融資・配当金支払いに対するみなし配当課税	・日本の親会社に配当を分配したインド内国法人に対して20.56%(サーチチャージ等含む)で課税される一方で、配当分配税は日本では外国税額控除として認められず、二重課税が生じてしまう。日本への資金還流が難しくなり、効率的な資金管理が妨げられてしまっていた。 2020年度改正により配当分配税は廃止された。現在多くの会社が過年度分の配当分配税に関する訴訟を提訴中。	継続	・現在多くの会社が提訴中の配当分配税に関する訴訟を早期に解決して頂きたい。	・1961年所得税法第10条 34項
4	日機輸	税務調査の不透明、恣意的な追徴課税	・インドでの税務調査においては、調査官の独断での公正妥当と言い難い追徴課税が横行しており、訴訟まで持ち込めば一定の割合で勝訴する可能性があるものの、最終的な結審までの期間が長い。特にM&Aにおいて対象企業の税務リスクを評価する際に当該リスクの滞留が意思決定の弊害となる。	継続	・公正妥当な税務調査の執行を要望する。	
5	電機工	税務調査の不透明、恣意的な追徴課税	・インドでの税務調査においては、調査官の独断での公正妥当とは言い難い追徴課税が横行している。訴訟にて勝訴できる場合もあるが、結審まで時間がかかる。PJが終了したが、訴訟が終わらずPE（恒久的施設）が閉められない状況が続いている。	新規		
6	日機輸	税務調査の不透明、税務争訟の長期化	・インドでは税務調査が毎年実施され、いくつかの指摘事項を受けるが、中には指摘内容や追加課税額における課税標準が明確に示されていないことがある。（故に同じケースでも他社と課税標準が異なり当局の指摘に統一感がない。） そのような指摘事項は税務争訟による解決に進むが解決まで10年から20年ほど要するケースもある。 結果的に各法人が抱える税務争訟の案件が増えており、管理コストを含め負担が増えている。	新規	・当局からの指摘事項及び要求額の課税標準の明確化。 ・税務訴訟を迅速且つ効率的に進める仕組み（各訴訟プロセスで結論を出すまでの期間を定める等）や、進捗をモニタリングできるプロセスの導入。	
7	日機輸	長期に及ぶ訴訟期間	・税務訴訟は超長期（10年以上）に及ぶケースが多い。また、税務官のアップリッシュな更正などもあり、訴訟件数が膨大になっている。その結果、訴訟管理が長期間におよび事務工数も膨大となっている。 更に訴訟の前段階であるDRP(Dispute Resolution Panel=紛争処理パネル)では更正通知の草案通りの決定が下される傾向にあり、機能していない。結果的に税務訴訟の案件が膨大になってしまっている。	継続	・訴訟案件を迅速・効率的に進める仕組みや、訴訟の進捗をモニタリングするプロセスを導入してほしい。 ・また、DRPのプロセスを改善することで税務訴訟案件を減らす取り組みを考えて頂きたい。	・訴訟実務
8	日機輸	株式購入時のみなし受贈益	・インド所得税法（the Income Tax Act, 1961）Section 56(2)(x)において、購入価格が公正市場価値（FMV）より低い場合は、その差額を課税標準としてみなし受贈益課税を受けるが、上場株式の場合、取引実行日の株価が公正市場価値とされ、課税標準の予見可能性が著しく低い。	継続	・課税標準の予見可能性を高める制度改正を要望する。	
9	日機輸	頻繁な税制・税率改正	・関税率の変更、輸入規制の発動等が突然発表され、間を置かずに実施されるために、事前に対策をとることができない。	継続	・施策の発表から実施までの十分な時間的余裕の確保、合理的な猶予期間の	・ Union Budget ・ Customs Tariff

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>【事例】当社が調達する部品に関連するもの：          -2017年12月14日、インド政府の通達により、ある製品は基本関税率（BCD/Basic Custom Duty）が変更された。（従来0%であったものが7.5%となった。）          -2018年2月1日には、同じ品目に更なるBCDの引き上げが行われ（7.5%→15%）、2月2日から新税率が適用された。なお、これまで追加で課されていた教育目的税（Education Cess,3%）に変わる新たな社会福祉課徴金（Social Welfare Surcharge,10%）の導入も、同年2月1日に発表され、翌日に適用された。</p>		<p>設定等、ビジネスへの影響を考慮した対応を要望する。          ・増税となる場合、告知から実施までの一定の準備する期間を確保頂きたい。          ・増税を決める前にパブリックコメントを実施して頂きたい。</p>	Act,1975 ・ Foreign Trade (Development & Regulation) Act, 1992
10	日機輸	インド租税法における重要な経済的存在 (SEP)の懸念	<p>・インド租税法で導入された非居住者を対象とする「重要な経済的存在」(SEP)に基づく新たなネクサスルールが導入され、2022年4月1日に効力を生じた。デジタル取引か否かを問わずSEPに該当する可能性があるとの見解もあり、例えば棚卸資産売買も範囲に入る可能性が懸念される。</p>	継続	<p>・インド国外から棚卸資産をインド現地法人を通じてインド国内に販売するような、通常のインド現地法人を通じた事業展開には、「重要な経済的存在」(SEP)の概念が適用されるようなことがないよう、牽制頂きたい。          ・また、他の手続きを行うことなく、日本の居住者であれば、日印租税条約による保護が効力を発揮するようにして頂きたい。</p>	・インド租税法
11	日機輸	日印租税条約の技術上の役務の定義不明確、源泉所得税課税	<p>・日印租税条約12条における「技術上の役務に対する料金」は同租税条約特有の規定であり、なおかつ「技術上の役務」の定義が不明瞭であることから、実務において課税の判断が非常に悩ましく、保守的に課税対象と判断せざるを得ないケースが多い。</p>	継続	<p>・「技術上の役務に対する料金」の削除、あるいは「技術上の役務に対する料金」の定義の明確化を要望する。</p>	・日印租税条約第12条「技術上の役務に対する料金」
12	製薬協	日印租税条約の技術上の役務の定義不明確、源泉所得税課税	<p>・インド子会社が日本国外（インド）で日本親会社のために役務提供を実施し、日本親会社からインド子会社へ対価を支払う場合、日印租税条約に基づき支払者の居住地国が所得源泉地とされ、10%の源泉税が課されている（逆も同様）。対応する費用控除前の金額である役務提供料は課税所得よりもずっと大きいため、10%の源泉税は過大な徴収である。</p>	継続	<p>・OECD租税条約モデルや他国との租税条約では役務提供料は源泉税の対象外であり、同様の取扱いとなるように改正を要望する。</p>	・日印租税条約12条
13	日機輸	印星租税条約における売上税源泉徴収の全額還付不可	<p>・インドにおける源泉課税について、シンガポールからインドにデザインや採用等のサービスを提供する場合、販売金額の10-20%の源泉徴収税を支払わなければならない。シンガポールとインドの間の租税条約に基づき、シンガポールで税の還付が受けられるが、全額は還付されず、利益に大きく影響を与える。</p>	継続		<p>・印星租税条約          ・ Tax treaty in India and Singapore</p>
14	JEITA	平衡税の課税対象、定義の不明確	<p>・2020年4月1日より導入された平衡税（Equalization Levy）について、対象となる取引や範囲の定義が曖昧である。広く解釈すると非居住者からインド法人への売上取引は、紙媒体で取引を行わない限り全てEqualization Levyの対象となる可能性があるように読める。デジタル課税という本来の趣旨に照らして過大な税執行はインドのビジネス拡大に多大な影響を及ぼすものである。</p>	継続	<p>・具体的な対象範囲の早期具体化及び、指針等の発行。          ・上記指針が発行されるまで、当制度の適用を停止。</p>	
15	日機輸	平衡税の課税対象、定義の不明確	<p>・2020年に平衡税の課税範囲が拡大されたが、依然として課税対象が不明確で拡大解釈を危惧している。</p>	継続	<p>・経済の電子化に伴う課税上の課題を解決するための第一の柱において各国において単独措置を撤回する事についてのコミットメントを含むことが期待されている趣旨を踏まえたインドの平衡税に対する働きかけをお願いしたい。</p>	
16	日機輸	平衡税の適用範囲の拡大	<p>・従来のオンライン広告向けの6%の平衡税に加え、2020年度よりその適用範囲が拡大され、電子商取引事業者による電子商取引の供給やサービス対価の2%に平衡税が課せられた。「電子商取引事業者」及び「電子商取引の供給またはサービス」の範囲がかなり広く、オンラインによる受発注に基づきインドへ輸入する製品の販売取</p>	継続	<p>・現地法人を設け、棚卸取引を行っているような通常のビジネスを行っている会社については、適用から除外して頂きたい。          ・Pillar1が導入された際には、インド</p>	・平衡税

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			引など、様々なデジタル取引およびサービスが含まれる恐れがある。		独自の平衡税は撤廃して頂きたい。	
17	日機輸	非居住者の法人税申告の多大な工数・労力	・インド内国法人から日本法人が受領する配当・利子・使用料・技術的役務提供の対価について、日印租税条約上の軽減税率を適用して源泉徴収されている限り外国法人としての法人税申告書の提出を義務付けられる。インド国内にPEを持たず、源泉徴収対象となる所得のみを受領する非居住者企業にとって多大な工数・労力を必要としている。	継続	・他国同様に源泉徴収による完結を要望する。	・ The Indian Income Tax Act
18	日機輸	不透明な長期出張者のPE上の取り扱い	・現地の税法上、長期出張者のPE (Permanent Establishment=恒久的施設) 上の取り扱いが不透明である。特に、183日ルールの考え方や数え方(租税条約でサービスPEが規定されていないにもかかわらず、サービスPEと同様の認定の仕方をすることがある)、親会社の義務として行う監督指導もPEリスクに直結するか等々の点が明確でないため、実務的な運用面に支障が生じている。	継続	・長期出張者の183日ルールの適用方法(日数の計算等)等を、OECDモデル租税条約の183日ルールに対応して頂きたい。	・ 移転価格税制(法人税法)
19	電機工	PE定義の厳格	・直賃案件において、AOP課税適用の判断により、PE適用の審査も加わり、最終的にPE認定にまで至った。当該案件の速やかな契約履行の為には、ある程度のインドへの出張が必要であり、AOP課税適用要件緩和・撤廃のみならず、PE定義の緩和も求めたい。	継続	・PEの定義の緩和、(現在)六箇月を超える期間、当該一方の締約国内において監督活動を行う場合には、…締約国内に「恒久的施設」を有し…(緩和案)一年で六箇月を超える期間、……。	・日印二か国間租税条約第五条四項
20	日機輸	煩雑なPE申告手続	・インドではPE (Permanent Establishment=恒久的施設)がある場合の外国法人や非居住者が税務申告を行う手続が定められているが、納税者番号の登録、源泉徴収者番号の登録、納付、申告と手続が非常に詳細かつ煩雑で、多大な事務作業が必要となっている。適正にPE申告を行う場合でも工数が膨大になっている。特にPE申告する場合、従業員分の個人所得税申告も必要になる。インドでは会社が個人所得税を源泉徴収して四半期で納付する必要があり、PE認定されるとこの手続が必要とされるため、仮に年に一度申告する対応をとった場合、源泉税が未納付になるので毎月1%の利息が課される。さらに、非居住者の企業AがインドでPEを持つ場合、Aに対して対価を支払った別の非居住者の企業Bについても、源泉税の申告納付が必要となり、TAN (納税者番号)の登録が求められる。結果的にAについてもインドで税務申告が求められ極めて非効率である。	変更	・外国法人や非居住者の申告手続を簡素化し、非居住者に対する納税者番号の登録や源泉税の申告義務を免除するような改正をして頂きたい。	・ The Indian Income Tax Act
21	電機工	AOP課税(Offshore課税)の適用	・弊社現地法人の実績不足のため、客先要請により、弊社から供給する発電機器を直賃とする契約(CIF契約)を締結、実際に供給したところ、出荷前に供給した一部の図面が現地作業に係るものと判断され、即ちそれにより弊社がインドでのオンショアで仕事をしているとみなされ、AOP課税(Offshore課税)を支払う結果となった。	継続	・直賃(CIF契約等)案件のAOP課税認定適用の緩和、若しくは撤廃。	
22	日機輸	出向者人件費へのGST課税	・インドの最高裁判所において、インド企業から外国企業に支払われる出向者給与及びその他の費用(留守宅手当相当部分)は、人材派遣サービス(manpower services)の輸入の対価にあたるものとしてリバーチャージによりサービス税が課される旨の判決が出されている。通常の出向契約の内容や事実関係を考慮すると、判決に従いサービス税の対象になるものと考えられ、コンプライアンス対応が必須となり一時的なキャッシュフロー悪化、また過去のペナルティー等のリスクを招いている。また、直接税に関しても、出向者の派遣が人材派遣サービスであると見做すと、FTS (Fee for Technical Service)として源泉税が徴収されたり、PEと認定されるリスク等を拭い切れず、納税者としてどのように対応すべきか明確ではない。	継続	・出向者の本国における社会保険等の支払いが必要となるため、出向元にて留守宅手当を支払う仕組みになっていることもあり、簡単に支払い方式の変更も難しいため、給与相当の支払いをサービス税の対象とすべきではない。 ・また、一律に課税の対象とすべき事案ではないとも考えられ、税務当局から具体的な解釈や統一見解を示して頂きたい。	・ Northern Operating Systems Pvt. Ltd. - Civil Appeal No. 2289 of 2021, Judgement dated 19.05.2022
23	日機輸	出向者人件費へのGST課税	・2022年5月、米国Northern TrustのBack Office業務を主たる業務とするインド法人Northern Operating System(NOS)社への日系企業からの出向者の雇用主は日系企業であり、日系企業はインドにおいてManpower Serviceを提供しており、NOS社はService Tax(現在はGST)を払う必要ありとの最高裁判決が出た。	継続	・明文化と遡及適用の廃止である。外国人出向者を一律に調査対象とするのは法的におかしいし、投資阻害要因となる。 ・ Manpower Service とそうでない	・インド国内の最高裁判例

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			これを受けてインド国内のGST当局が外資系企業に、2017年に遡及して、外国人出向者の出向者返戻金や給与、Fringe Benefitに対しGSTを課税すべく調査を継続している。 少なからぬ企業が納税してしまっており、年18%の遅延金利も課されている。(なお、インド2023年度予算が発表されたが、GSTにつき何も触れていない。)		出向等の基準を文書にて明確に定義して頂きたい。 ・また、判例が出たことを根拠に訴求して外国企業に対して懲罰的措置を適用するのは、外国企業の長期的視野でのビジネスを躊躇させるものであり、インドに対する大きなリスクと考える。法律適用解釈変更の際、遡及適用はやめて頂きたい。	
24	日機輸	出向者人件費へのGST課税	・インド最高裁判所は外国企業からの出向者の派遣に係る給与等の立替精算は、サービス税(現GST)の適用対象であるとの判決を下した。現状、日系各社もDGGI(Directorate General of GST Intelligence)より、質問状を受けるケースが続出しており、説明資料・証憑の提出などを行っている。その後、該当GSTの仕入控除可という判断もあり、追徴GSTの支払いに傾く企業が多く出ている。 2023年12月、インド財務省間接税関税中央局(CBCI)は、税務調査等を行う間接税当局に対して、NOS社に対する最高裁判決(NOS判決)を受けて、その後の当該案件に対する税務調査については、NOS判決を全てのケースに一律に適用すべきではなく、個々の会社毎の事実関係をもとに慎重な検討が必要である旨の通達を発行した。	継続	・PE、源泉税、移転価格税制への波及も考えらえる為、インド政府、税務当局に対するロビー活動を望む。 ・CBCIによる通達は、出向者を有する外国企業としては望ましい通達となっている。今後の動向を注視する。	・ GST Laws and Rules
25	日機輸	出向者人件費へのGST課税	・2022年5月、インド最高裁判所は、米国Northern TrustのBack Office業務を主たる業務とするインド法人Northern Operating System(NOS)社への日系企業からの出向者の雇用主は日系企業であり、日系企業はインドにおいてManpower Serviceを提供しており、NOS社はService Tax(現在はGST)を払う必要あり、との判決を下した。 NOS社の事例との違いの有無に関わらず、2023年9月末(AY18に係るSCN発行期限)に多くのインド法人がSCN(Show Cause Notice)を受領。各法人の対応は税務ポジションに応じて異なるが、様々なSCNの発行事例(当局からの要求)が見られる。 2023年12月にインド間接税関税中央局(CBIC: Central Board of Indirect Taxes and Customs)より、Northern Operation System社の判決をすべてのケースに一律に適用すべきではない旨の通知が出されたが、未だに本件において何かしらの判決が出たインド法人はいない。	新規	・当局はNorthern Operation System社の判決を適用せず各社の実態確認を行うべきと考える。 ・多くのインド法人では、出向者は現地法人の従業員として業務を遂行している。GST法のSection7 Schedule IIIでは従業員による雇用元へのサービスはGSTの対象外とされており、多くのインド法人はこれに該当すると考える。	・ Central Goods and Services Tax Act, 2017 Explore (cbic.gov.in) <a href="https://taxinformation.cbic.gov.in/content-page/explore-act">https://taxinformation.cbic.gov.in/content-page/explore-act</a>
26	日機輸	出向者人件費へのGST課税	・出向者人件費は、現地法人への人材派遣サービスについての支払いとする最高裁判決を受け、間接税(従前のサービス税、現在の物品・サービス税)が課される事例が発生している。	継続	・出向者は現地法人の従業員として業務を遂行しているため、サービス税もしくは物品サービス税の対象となることにはなじまず、インド当局に是正を求めて頂きたい。	・インド物品サービス税(旧サービス税)
27	日機輸	出向者人件費へのGST課税	・グループ会社間の従業員の出向をService Taxの課税対象とする最高裁の見解がなされた。 2022年5月のNorthern Operating Systems社に対する判決を凡例に、類似事例となる出向者の「日本への給与払い戻し」が、「人的役務提供」とみなされサービス税の対象となり、GST法が施行された2017年7月まで遡ってのサービス税納税を求められた。 判決は類似ケースと認識できるが、詳細な定義が不明である。	継続	・人的役務提供の定義明確化。 ・サービス税の遡及期間を最高裁判決(2022年5月)以降に限定。 ・遡及納税分についてのTax Creditへの参入適用。 ・遡及納税分について利息、罰金の免除。	・ Good and Service tax Act, 2017 ・インド最高裁判所判決 Northern Operating Systems社ケース(2022年5月)
28	自動部品	出向者労務費精算時に掛かる源泉税	・日本本社からインド現地法人への出向者の労務費について、日本口座への支払い分は本社が一旦立替え、インド現法が本社へ支払うことによって精算するが、その精算金に対し、インド当局は「役務提供取引」とし、10%の源泉税が課されるべきとして更正通知を受領。更正通知の内容を受け入れた場合、日印租税条約に適合しない二重課税が発生することになるため、不服申立てを行ない、現在税務訴訟中。	継続	・出向者労務費の精算は出向契約に基づくものであり、役務提供取引には該当しないため、源泉税の課税は排除していただきたい。	
29	電機工	税務当局のGST税制の不遵守	・税務当局により、所得税にGSTが加算されている。 当社では駐在員契約では無く、現地雇用契約にて駐在員を受け入れているため、税務当局から通知も支払い請求書も受け取って無いが非常に多くの日系	新規		

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			企業が被害を受けており、当社に対しても同様の通知並びに請求が来るのではないかと不安視している。現在大使館ルートにてインド政府側にないして日印地位協定違反である事等から無効かと既に支払いをした企業に対する返還請求裁判が行われている。			
30	日機輸	駐在員の個人口座からの引出に関わる課税措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍に日本人駐在員が日本へ一時退避帰国している状況で、インド政府は海外（一部インド国内でも適用）でのATMやDebit Cardなどの一定額以上の引出/利用に対する課税（銀行による徴収）を2020年10月より開始。 TDS (Tax Deduction at Source) インド国内外を問わず課税 ⇒ 利用額Rs2.0M~10.0M 2% Rs 10.0超え 5% TCS (Tax Correction at Source) 海外での旅行/滞在費用へ課税 ⇒ 利用額Rs0.7M超え 2% (いずれも4月1日~翌年3月31日の会計年度内の利用)</li> <li>・コロナ収束も、2023年10月1日より、改定の課税措置が施行されている。 TCS (Tax Correction at Source) 海外での旅行/滞在費用へ課税 ⇒ 利用額Rs0.7M超え 20%へ増税</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐在員の生活費の工面に影響あり、長期の滞在を困難とする。事業継続が困難となる。</li> <li>・本件LRSスキームをベースとした課税措置であり、外国人居住者は適用外との見方があるが、取扱いの銀行により外国人であっても課税されるケースあり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TDS under Section 194N TCS on Foreign remittance under Liberalised Remittance Scheme (Section 206C (1)(G)(b).</li> </ul>
31	JPETA	非居住者の法人税申告義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国法人がインド国内でロイヤルティ収入、技術指導料、キャピタルゲイン及び利息収入等の源泉地課税の所得を、租税条約の軽減税率で控除しインド法人より得た場合、当該外国法人は、インドで法人税申告が必要となる。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税条約の軽減税率適用時にも、費用と手間が掛かる為、外国法人のインドでの法人税申告を不要として欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税法</li> <li>・ Income Tax Act</li> </ul>
32	JPETA	非居住者の法人税申告義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国法人がインド国内でロイヤルティ収入、技術指導料、キャピタルゲイン及び利息収入等の源泉地課税の所得を、租税条約の軽減税率で控除しインド法人より得た場合、当該外国法人は、インドで法人税申告が必要となる。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税条約の軽減税率適用時にも、費用と手間が掛かる為、外国法人のインドでの法人税申告を不要として欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税法</li> <li>・ Income Tax Act</li> </ul>
33	日機輸	非居住者の法人税申告義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度改正にて外国法人のインドでの申告書の提出義務が緩和され、インド内国法人から日本法人が受け取る配当や利子所得、ロイヤリティ、技術的役務提供の対価について、インド国内法に基づく源泉徴収が行われている場合には、非居住者としての申告書提出は免除された。しかし、租税条約に従って国内法上の源泉税率以下の源泉徴収が行われている場合には、その外国法人は引き続きインドにおいて、外国法人としての申告書提出義務を負うこととなる。</li> <li>また、過去に提出した申告書の税務調査を受ける可能性は残るため事務負担が非常に大きい。</li> <li>日印租税条約により、技術的役務の提供について源泉課税の対象となっており、7条の事業所得の例外的扱いになっている。</li> <li>マスターファイル提出期限が、決算期が同じ場合に親会社の所在地である日本の期日（翌年度末）より早く、かつインド独自で記載が必要な項目もあり、事務負担が大きい。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インド国内にPE（Permanent Establishment=恒久的施設）等を持たない非居住者の源泉所得について、全ての申告義務（勅許会計士による移転価格証明であるForm 3CEB含む）を免除し、源泉徴収のみで課税が完結するように変更頂きたい。</li> <li>・日印租税条約を改定し、技術的役務の提供は源泉課税の対象外として頂きたい。</li> <li>・マスターファイル（Form 3CEAA）の提出期限は最低限、親会社所在地国の提出期限と同じになるよう変更して頂きたい。</li> <li>・また、BEPS合意の記載項目を超える独自記載要求は削減して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ The Indian Income Tax Act</li> </ul>
34	日機輸	不透明な移転価格文書の検証対象期間と恣意的な更生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の移転価格税制上、期間検証が法律上明確でなく、実務レベルでは認められていないという状況にある。現地の損益は外的な要因及び経済環境にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高く、税務訴訟も超長期（10年以上）に及ぶケースが多い。</li> <li>税務訴訟が長期化する要因のひとつは、税務官の無理な更正により案件自体が増加し、対応自体が遅れていることにある。</li> <li>インドの制度では、インド源泉の配当を受け取る非居住者の株主は、インドで税務申告と移転価格文書の提出が必要である。しかし、配当はベンチマークを取得できず、移転価格文書の内容は単なる記述的なものになっており、これらに対応するための追加コンプライアンスコストも発生している。</li> </ul>	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めるよう、法律により明確化して頂きたい。</li> <li>・税務官の更正等も適切な論拠に基づいて実施して頂きたい。</li> <li>・配当はベンチマークと関係が無いことから移転価格文書の作成要求を削除して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ The Finance Act, Section 92A to 92F</li> <li>・ The Indian Income Tax Act</li> </ul>
35	日機輸	移転価格税制における恣意的な課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転価格税制において、インド課税当局より現地販売会社が国内販売を喚起するために支出するAMP（広告・マーケティング・販売促進）支出がブランド価値向上に寄与しているとして恣意的な課税を受けており、現在、長期間にわたり訴訟中となっており、その訴訟対応コストの負担も大きくなって</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟対応に多大なコストを負担しており、また、現地販売活動という実業に少なからず影響を与えている。このため、こうした恣意的な課税に一定の</li> </ul>	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			いる。 ※なお、（訴訟などには至っていないが）韓国当局からも同じような見解が出ている。		歯止めがかかるよう、働きかけをお願いしたい。	
6. 雇用						
1	日機輸	州ごとに異なる労働基準	・一般的に州毎に雇用まつわる基準が異なるが、その内容を把握するツールが乏しいため、労務管理が難しい。	継続	・日本人でもわかる、体系的に整理された書籍や情報開示があればありがたい。	・ New Labour Code (2022-23)
2	JPETA	日印租税条約適用における税務番号(PAN)取得要件	・インド所得税法の改正により、従来税務番号(PAN)の取得が不要であったインド非居住外国人取締役に対してもPANの取得が求められるようになった。	継続	・ PAN取得による当局の監視、将来的な課税リスクを懸念する。	・ Financial Act 2018
3	JPETA	日印租税条約適用における税務番号(PAN)取得要件	・インド所得税法の改正により、従来税務番号(PAN)の取得が不要であったインド非居住外国人取締役に対してもPANの取得が求められるようになった。	継続	・ PAN取得による当局の監視、将来的な課税リスクを懸念する。	・ Financial Act 2018
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	JEITA	就労・短期ビジネスビザ申請手続の遅延	・インドに新しい製造施設を立ち上げるためには、中国を含むインド国外の関連会社や下請け業者からエンジニアやマネージャーのサポートを受ける必要がある。 ビザ発行のためのインド政府の多大なサポートを高く評価する。 しかし、現在、発行までに長いリードタイムを要し、通常のビジネス上の負担となる。例えば、中国の従業員のためのビザ発行に2~3ヶ月要する。 こうした状況が、インド外からインド拠点へ新しい技術やプロセスを移管することが容易でなくなっている。	継続	・1ヶ月以内のビザ付与となるよう、インド当局により、リードタイム短縮のプロセスの合理化をいただけるよう希望する。	・インド内務省の就労・短期ビジネスビザ申請
8. 知的財産制度運用						
1	製薬協	模倣品取締り対策の不足	・偽造医薬品は、単に知的財産権（特許権、商標権）の侵害である以上に、患者に深刻な健康被害をもたらす場合も多いため、偽造医薬品を患者の手に届くことがないように取り締まることが重要である。インドで製造された偽造医薬品が、自国内で流通するだけでなく広く他国にも輸出されている。	継続	・偽造医薬品の製造販売、輸出の取締りを強化して頂きたい。	
2	日機輸	模倣品取締り対策の不足	・市場における模倣品氾濫の抑止効果を強化するため、模倣品販売者または製造者に対する刑事訴求手続の迅速化及び処罰決定の期間の短縮化を希望。 摘発後確定判決まで5年前後所要が常態化しているようで、当社案件では10年に達するものもある。軽微な侵害行為に対応する制度（行政処分など）を導入いただければ、適時適切な消費者の保護にもつながる。	継続	・市場で流通する模倣品対策。 ・刑事訴求手続の迅速化及び処罰決定の期間の短縮化。	
3	日機輸	模倣品取締り対策の不足	・模倣品対策の手段として刑事摘発を長年行っているが、摘発から刑事罰が下るまで10年以上を要している件も多く、摘発活動による侵害者への実質的な抑止効果が不十分なため、市場における模倣品が減っていない。	継続	・市場における模倣品氾濫の抑止効果を強化するため、模倣品販売者または製造者に対する刑事訴追手続の迅速化及び処罰決定までの期間を短縮して頂きたい。	・根拠法等は存在しないと思われる。
4	時計協	税関差止め長期化	・活発に税関差止めが行われていることは評価する。しかし、差し止め後の処理に数年かかるため、その間担保金、保管費用等の経費処理ができない。	継続	・処理、処罰の迅速化（1年以内に終結させて欲しい）。	
5	製薬協	医薬品分野で期待できない知財保護	・医薬用途特許が認められない点については引き続き改善を求めたい。特許訴訟における権利行使（差し止め）及び強制実施権については改善が認められるものの引き続き動向を見ていきたい。 終わりが付与前異議申立の繰り返しによって新薬を保護する特許登録が阻止される問題も生じている。	継続	・ TRIPS協定に従い、技術分野並びに輸入か国内生産かで差別することなく特許を認めて頂きたい。 ・過去の付与前異議申立と実質的に変わらない付与前異議申立が提出された場合、特許出願人の意見提出期間を設	・インド特許法第3条及び第84条

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					けて審査遅延することなく、特許査定して頂きたい。	
6	医機連	第三者試薬販売の検査品質の懸念	・当社は原則として専用装置・試薬にて検査品質を保証しているため、例えば優遇策により現地産のジェネリック試薬などが普及する可能性を強く懸念している。	継続	・検査品質保証の観点から、ジェネリック試薬の許可を慎重に行って頂きたい。	
7	日機輸	外国出願に関する情報提供要件の不合理的・不明確	・出願から特許付与まで、審査官の要求があれば外国出願に関する情報を提供しなければならないが、拒絶理由通知（Office Action）には、この外国の例としてUSPTO、EPO、JPOが挙げられることがある。しかし、これら3つの特許庁での情報は、出願人からの情報提供を受けなくても、ドシエシステムを使えば、審査官は入手可能であり、出願人に余計な負荷がかかっている。庁指令によって、情報提供が必要な国が“主要な国”となっている場合と“すべての国”となっている場合がある。	継続	・出願人からの情報提供の代わりに、審査官がドシエシステムの他国情報を閲覧することで、出願人からの情報提供は不要として頂きたい。 ・情報提供のしくみを継続する場合は、どの国の情報が必要であるかを統一して頂きたい。	・特許法8条(2)「外国出願に関する情報」 ・特許法64条(1)(m)「特許の取消」
8	自動部品	外国出願に関する情報提供要件の不合理的・不明確	・インド特許法8条により、対応他国・主要国の特許出願及び審査結果について、インド特許庁に提出することが求められており、出願人の負担は大きい。	継続	・関連外国出願情報提出義務の緩和・撤廃。	
9	自動部品	特許実施報告書提出に係る特異な情報提供義務	・特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書（FORM27）を定期的に提出しなければならないが、他国には無い制度であり、特別な作業をしなければならないが、負荷が大きい。また、実施報告書の中には、機密情報に関する項目もあり公開されるべきではない。インドでは特許の国内実施に関する情報を提供することが義務になっている。この情報は全てのインド特許について、毎年、4月1日～9月30日の期間中に提出することが義務付けられている。（インド特許法146条）	継続	・陳述書がどのように活用されるのか、また、提出に際して現状の運用の必然性が不明であるにも関わらず、特許権者に対して作業負荷が非常に大きいため実施報告書の提出を廃止して頂きたい。少なくとも、記載項目の簡略化はすぐに対応して頂きたい。 ・インド国内での実施報告義務の廃止、又は緩和を御願しいたい。	・インド特許法146条(2)「特許権者からの情報を要求する長官権限」 ・インド特許施行規則131(1)(2)「146条(2)に基づき提出を求められる陳述書の様式及び提出方法」 ・インド特許法122条(1)(b)「情報提供の拒絶又は懈怠」 ・インド特許法146条
10	日機輸	特許実施報告書提出に係る特異な情報提供義務	・特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書（FORM27）を定期的に提出しなければならないが、他国には無い制度であり、特別な作業をしなければならないが、負荷が大きい。また、実施報告書の中には、機密情報に関する項目もあり公開されるべきではないと考える。	継続	・陳述書がどのように活用されるのか、又、提出に際して現状の運用の必然性が不明であるにも関わらず、特許権者に対して作業負荷が非常に大きいため実施報告書の提出を廃止して頂きたい。少なくとも、記載項目の簡略化はすぐに対応して頂きたい。	・インド特許法146条(2)「特許権者からの情報を要求する長官権限」 ・インド特許施行規則131(1)(2)「146条(2)に基づき提出を求められる陳述書の様式及び提出方法」 ・インド特許法122条(1)(b)「情報提供の拒絶又は懈怠」
11	自動部品	第一国出願義務の法令規定の不明確	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。（インド特許法39条）	継続	・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定を御願しいたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進して頂きたい。	・インド特許法39条等
12	日機輸	特異な特許分割出願要件	・欧州で発案された発明について、欧州のみならず日本、米国、さらにインドにも特許出願することがある。インド特許法第16条に分割出願について定められているが、インド特許庁による実際の審査では分割出願に関してそれ以上の要件がある。この要件については欧州特許庁、日本特許庁、米国特許商標庁にはなく、これによりインドにおいて発明を権利化する機会を逸するリスクがある。具体的には、親出願のクレーム（特許請求の範囲）に複数の発明が含まれていることが分割出願の要件となり、それを満たさずに分割出願が拒絶されるケースがある。	継続	・下記対応を実施して頂きたい。 －分割出願に対する審査の緩和。 －その緩和策に即した法令、規則改定。	・インド特許法第16条
13	日機輸	商標案件にお	・商標権の審査において、新しい出願は登録になるが、古い出願が登録に	継続	・審査の迅速化を要望する。	・商標法など

※経由団体：各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。



問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		ける審査の遅延/停滞	なっていない。また、異議申立の審査に時間がかかりすぎる。			
14	時計協	商標案件における審査の遅延・停滞	・商標権の審査が出願順に実施がされておらず、新しい出願の審査は早く進んで登録になり、古い出願が審査中で登録にならない。	継続	・審査遅延を解消してもらいたい。	
15	日機輸	部分意匠制度における保護不十分	・現状、インドにおいては部分意匠が認められているはずではあるが、単に破線を含んでいるという理由で拒絶される等、特許庁においてもまた代理人においても運用への理解に温度差がある印象を受ける。制度自体や運用の周知徹底による解消を要望する。	継続	・意匠制度について、部分意匠に関する運用の周知徹底（官民共に）。	・意匠の審査ガイドライン・審査マニュアル
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	規制の運用の不透明、過度な要求、猶予期間の不足	・インドの最新医療機器規制によると、同規制はクラスB製品の場合2022年10月から適用され、暫定の申請を実施した場合には正式申請まで6カ月の猶予期間が与えられている(2023年3月末まで)。実態上は多くのメーカーと眼鏡店・ショップが必要なライセンス取得が出来ていない事から厳格に施行されていない様であるが、施行の厳格化について見通しが分からない状況である。既に正式申請で書類を提供した別の大手メーカーでは申請が却下された事例もある様であり、期限内(2023年3月末)に手続きが完了出来るか各関係者で不透明な状態。 また、クラスC&D製品は2023年9月末まで猶予が与えられているが、クラスBとクラスC&D製品とでは、申請に必要な資料がほぼ同一であり、かつ要求される資料量が膨大なことから、クラスBに比べてクラスC&D製品の方で猶予期間が長く取られていることは、納得しがたい面がある。現状、当社だけでなくクラスB製品のメーカーだけが対応に苦慮している状況であり、要求する資料が同一であるなら、クラスC&D製品と猶予期間を揃えるなどの配慮をして欲しい。	継続	・クラスB製品に関する申請の猶予期間の見直し（クラスC&D製品と猶予期間を統一するなど）を切望する。 ・合わせて申請してからどのぐらいでライセンスが下りるかなどタイムラインが不透明な面があり、明確化を要望する。	・ Medical Device Rule 2017+追補
2	日機輸	規制の運用の不透明、過度な要求、猶予期間の不足	・2022年11月2日にE-waste Management Rulesが改定された。今回の改定に伴い対象製品が大幅に拡大され、従来の対象であるPC、携帯電話、テレビに加え、新たに多くの電気電子製品が対象として追加された。また、従前からの有害物質削減に関する適合宣言の表示や、詳細情報の提供要求が新規対象品に大幅に拡大された。 多くの製品カテゴリーの設計変更を伴う改訂にもかかわらず －規制の公表から強制日まで4か月しか準備期間がない －施行直前に規制内容の一部が更に改正された －2023年4月の施行開始から3か月後の2023年7月、すでに施行しているにも関わらず、施行日がさらに2年延期された、 と、産業界への意見募集をすることなく、目まぐるしく規制内容が改正され、製造者に大きな混乱をもたらし、過度な負担を強いた。	変更	・規制内容を決定するまえに、意見募集を行い、産業界の意見を十分に考慮したうえで、現実的かつ実効性のある規制をして頂きたい。	・ E-Waste (Management) Rules, 2022
3	日機輸	規制の運用の不透明、過度な要求、猶予期間の不足	・2022年8月に突然The Battery Waste Management Rules, 2022規制が発行され即日施行となった。電池のリサイクルシンボルをEUと異なる基準で表示する要求があるため、インド専用の表示が必要となる。電池の全ての構成物の重量データ報告など世界のどの国・地域にもない要求事項があり、かつ規制内容の詳細が不明なため、対処方法に苦慮している。 更に、2023年10月に突然改訂が発行され、電池上に電池の販売者のEPR登録番号を記載する表示義務が追加された。電池は同一仕様のものを複数の会社が販売している場合が多く、販売者毎に異なる登録番号を表示することは非現実的。	継続	・規制案は、関係する製造者にコメントの機会を頂きたい。 ・製造者が規制要求に対応するための合理的な暫定期間を設けて頂きたい。 ・対応不可能、要求内容が不明な要求事項は設けないで頂きたい。	・ The Battery Waste Management Rules, 2022
4	日機輸	BIS関連規制の猶予期間の短さ	・技術法規的な対応が必要なIS関連の法案について、規制の公布から実施までの猶予期間が極端に短く対応ができない案件が発生しており、事業部側での対応が困難。商品によっては出荷停止が発生。 －Class II商品（ドライヤー等）のプラグIS対応（IS1293：2019）規制が開始済みにも関わらず、対応に必要なスペック定義がなされていないなど課題あり（現在は公開済み）。	変更	・規制の公布から開始まで適正な準備期間を設けて欲しい（最低1年）。	・ BIS関連

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			2020年12月1日からIS準拠の対応義務開始、当社はIS準拠未対応のためドライヤー商品が現状出荷停止状態。 - BIS CRO Phase V 対象商品の拡大（カメラ、ビデオカメラ本体が追加）、案内から規制開始までの期間が短く、期限内での対応がかなり難しい状況、施工の開始の延期がなければ出荷停止の可能性あり。			
5	日農工	BIS証明書の取得方法の不明確	・インド顧客から蛍光灯、LEDランプの出荷品が通関で止まっており、通関を通過させるためにBIS証明書の発行を依頼受取るが、インド国外の会社では取得出来ず、インド国内の荷受人、輸出業者がBIS証明書を発行するものと理解しているが、正しいか否か？	継続	・ 昨今変更となったルール内容の把握及びBIS証明書の取得方法を確認したい。	・ Bureau of Indian Standards
6	日機輸	工場ごとの機器登録	・ インド標準局（BIS : Bureau of Indian Standards）のBIS 機器登録規制に関し、工場自身がオンラインで登録申請をする必要があるが、工場が不慣れのため申請に時間を要したり、失敗して登録ができなくなってしまうことがある。これは改善が見られていない。	継続	・ 新ACT(BIS Act)の「製造者」の定義に基づき、ブランド、あるいは製造責任者単位での登録を容認頂きたい。	・ BIS Act 2016 ・ BIS (Conformity Assessment) Regulations, 2018 ・ Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2021
7	日機輸	頻繁に改正公布される包装材規制	・ インドは2016年にPlastic Waste Management Ruleを施行して以降、ほぼ毎年のように法改正を公布施行しており現在に至っている。主な改正点は、一般の電気電子製品のプラスチック包装材に印刷すべき情報（※1）が多岐に渡るだけでなく、これら情報要素も頻繁に変更されるためにサプライチェーン上の包装材在庫の発生と廃棄が避けられず、円滑な商流を阻害し事業影響が深刻化している。加えて、インド当局が独自管理、運用する生産者責任登録番号を、他国で生産される製品の包装材にも表示義務を課すことは、現実的な順法対応を更に困難にしている。 （※1）素材名、製品のブランドオーナー名、包装材の製造事業者名、包装材の厚み、インド当局が管理する生産者責任登録番号（EPR番号）、包装材の素材マークなど。	新規	・ インドの包装材規制から、インド独自の要求事項を取下げ、国際商流の多くで適用されている包装材規制と整合したものに揃えることを要望する。 ・ 特にEPR番号は、インド当局が定める固有情報であり、グローバルで流通する製品に共通して用いる包装材への表示要求は、製品の円滑な流通を疎外することから早急な法要求の撤回を要望する。	・ Plastic Waste Management, Rules, March 2016 - Amendment - (on providing plastic packaging information, one-time registration, etc) Rules, No. G.S.R. 807(E), 2023
8	日機輸	頻繁な電源規制改正	・ ビデオ製品の電源関連で、インドでの標準規格（BIS : Bureau of Indian Standards）規制が短期間で何回も条件を変更してきた経緯があり対応及び費用負担を強いられた。また銘板へ表示する認可番号取得にも時間を要し、出荷遅延の要因にもなった。現在はBIS規制に新たな条件変更はないが、インドの安全規制は突発的な条件変更が多く、その度に短手番での設計変更を強いられるリスクがある。 【経緯】 ①対象製品の拡大、Self declaration（2014年） ②マーク追加（2016年） ③工場以外の製造者名表示不可（2017年） ④ビデオ用電源AV規格更新（2017年） ⑤工場以外の製造者名表示OK（2018年） ⑥URL表示追加（2018年） ⑦本体への表示追加（2021年）	継続	・ これまで起きた問題が発生しないように、今後の再発防止と関連規格を固定するようにインド政府に啓蒙して頂きたい。	・ Bureau of Indian Standards <a href="https://bis.gov.in/">https://bis.gov.in/</a>
9	日機輸	不合理な製品安全規制	・ 昨年の状況と全く変わっていないので、以下のウェブサイトに掲載されている問題点の継続を希望する。 <a href="https://www.jmcti.org/mondai/pdf/s108.pdf">https://www.jmcti.org/mondai/pdf/s108.pdf</a>	継続	・ 以下のウェブサイトに掲載されている要望の継続をお願いしたい。 <a href="https://www.jmcti.org/mondai/pdf/s108.pdf">https://www.jmcti.org/mondai/pdf/s108.pdf</a>	
10	医機連	医療機器規制の運用の不透明	・ インド医療機器規制に関して、同規制はクラスB製品の場合2022年10月から適用され、暫定の申請を実施した場合には正式申請まで6カ月の猶予期間が与えられていたため、2023年3月末までに正式申請を行った。しかし文書を提出し申請をしたにも関わらず、進捗のフィードバック（正式承認）をもらえないのに時間がかかっており、正式申請をした後の運用実態が不明。	継続	・ 申請してからどのぐらいでライセンスが下りるかなど、おおよそのタイムラインを明示して欲しい。	・ Medical Device Rule 2017+追補

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11	日鉄連	独自規格の取得義務	・2008年9月12日、鉄鋼製品6品種を強制規格化。輸入・国内流通前にIS(Indian Standard)の取得およびマーク表示が義務付けられる。以後、強制規格対象品目が順次追加されている。 予定（その後、2度実施が延期され現在は2017年2月7日が施行日）。	継続		
12	日鉄連	独自規格の取得義務	・2017年10月13日、鉄鋼省が3の鋼種に対し、新規にインド強制規格を適用する旨公示（修正オーダー2017）。 ・2017年11月1日、鉄鋼省が19の鋼種に対し、新規にインド強制規格を適用する旨パブリックコメント告示（オーダー2017）。2019年1月現在、施行されていない。 ・2018年6月18日、鉄鋼省が16の鋼種に対し、新規にインド強制規格を適用する旨公示（オーダー2018）。施行は6か月後。合計53鋼種が強制規格対象となった。 ・2018年8月、鉄鋼省が強制規格の除外・非該当鋼種リストの改訂を通知。今回より、BIS (Bureau of Indian Standard)から鉄鋼省に管轄が移管された。 ・2018年12月、鉄鋼省との面談時に、今後全ての鉄鋼製品に対し強制規格を導入する意向が示された。	継続		
13	日鉄連	独自規格の取得義務	・2019年7月22日、鉄鋼省がオーダー2018に加えて新たに13の鋼種・2つの要件に対し、インド強制規格を適用する旨公示（1stオーダー2019）。一部を除き、即日施行。 ・2019年8月2日、鉄鋼省が1stオーダー2019に加えて、新たに25の鋼種に対し、インド強制規格を適用する旨の官報ドラフト・パブリックコメント公示（2ndオーダー2019）。施行日は未定。 ・2019年9月30日、鉄鋼省が2ndオーダー2019に加えて、新たに20の鋼種に対し、インド強制規格を適用する旨の官報ドラフト・パブリックコメント公示（3rdオーダー2019）。施行日は未定。 ・2019年11月18日、WTOが商工省からの、3用途の鋼管に対するインド強制規格適用に向けたWTO通報を掲載（鋼管製品の1stオーダー2019）。 ・2019年12月27日、鉄鋼省が3rdオーダー2019に加えて新たに2つの鋼種にインド強制規格を適用する旨の官報ドラフト告示（4thオーダー2019）。	継続		
14	日鉄連	独自規格の取得義務	・2020年2月、鉄鋼省がオーダー2020を公表し、新たに25の鋼種に対し、インド強制規格化を適用する旨の官報公示。 ・2020年5月、鉄鋼省が2ndオーダー2020として新たに30の鋼種にインド強制規格を適用する旨の官報ドラフトおよびパブリックコメント告示。 ・2020年5月、鉄鋼省がオーダー2020（修正版）を公表し、新たに20の鋼種に対し、インド強制規格化を適用する旨の官報公示。 ・2020年6月、鉄鋼省が3rdオーダー2020として新たに1つの鋼種にインド強制規格を適用する旨の官報ドラフトおよびパブリックコメント告示。 ・2020年7月、鉄鋼省がオーダー2020（修正版）を公表し、新たに2つの鋼種に対し、インド強制規格化を適用する旨の官報公示。 ・2020年11月、鉄鋼省がオーダー2020（修正版）を公表し、新たに31の鋼種に対し、インド強制規格化を適用する旨の官報公示。 ・2020年12月、鉄鋼省がオーダー2020（修正版）を公表し、新たに1つの鋼種に対し、インド強制規格化を適用する旨の官報公示。 ・2023年6月、鉄鋼省がQCO2023として新たに6つの鋼種にインド強制規格を適用する旨の官報ドラフト告示。 ・2024年2月、鉄鋼省がQCO2024を公表し、6つの鋼種に対し、新たにインド強制規格化を適用する旨の官報公示。	変更		
15	日機輸	電子情報技術製品の事前登録表示義務の煩雑	・【状況】 ①インド通信情報技術省から2012年9月7日付けで家電や電子・情報通信機器の15品目（蓄電池、ACアダプタ、LED照明など）について規制を導入する旨のOrderが公表されている。施行は2回延期され2014年1月3日。インド安全規格に対する適合、規格適合の表示及びモデル登録が規定されている。 ②同省は2014年11月13日付けで、対象範囲に15品目を追加する通達を発行した。施行は3回延期され、蓄電池が2016年6月1日、LED照明などが2016年3月1日。	継続	・国際認証制度（IECEE）のCB証明書を認める。 ・規格の更新時には、認証済み製品の認証書はその有効期間（2年）まで有効とすべき。新規格は、新モデル、認証更新モデルにのみ適用するようにすべきである。	・Gazette of the India, Extraordinary, Part 11, Section 3, Sub-section (ii) of dated 7.9.2012 Order of MINISTRY OF COMMUNICATIONS AND INFORMATON TECHNOLOGY

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>③インド標準局BISは2015年12月1日付けで、BIS LOGOマークを発表し、12月3日付けでマーク使用ガイドラインを発行した。</p> <p>④BISは2016年2月に、充電電池のインド規格を更新し8月に強制化するガイドラインを発行。認証済み電池も追加試験が必要。しかし、8月に施行日は2017年8月まで延期された。</p> <p>⑤BISは2016年2月に、IT機器の安全規格を更新し2017年1月に強制化するガイドラインを発行。認証済み電池も追加試験が必要。しかし、12月に施行日は2017年5月まで延期された。</p> <p>⑥インド電子情報技術省MeitYは2017年8月23日に、13の対象品目を追加する官報を発行。</p> <p>⑦インド標準局BISは、AV機器の安全規格を更新するため、ガイドラインを発行した。</p> <p>⑧以降も対象品目の追加がされている。</p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>試験所がインド国内のBIS認定試験所に限定されており、国際認証書（CB認証書）を受け入れない。</li> <li>適用規格の更新時に、認証済み製品も追加試験が必要となっている。不必要な試験費用が発生している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>Gazette of the India dated Novemver 13 with Notification</li> <li>Guidelines for Implementation of Amendment 2 to IS 13252(Part-1)</li> <li>Guidelines for Implementation of Revised IS 16046:2015/IEC 62133:2012</li> <li>NOTIFICATION dated the 17th August, 2017</li> <li>Guidelines for implementation of revised IS 616:2017/IEC 60065:2014 superseding IS 616:2010/IEC 60065:2005 -Audio, Video and similar electronic apparatus-Safety requirements</li> </ul>
16	JEITA	通信モジュール輸入における制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信モジュールをインドに輸入しようとした際、</li> <li>①デリープランチの通関担当者からのみEquipment Type Approval (ETA) 取得の要求を受ける。</li> <li>②ETA取得が必要とされるものはRadio Frequencyに関連するものと幅広く定められている。</li> <li>③当社見解としては、当社製品はStandaloneでは動かず、それ単体ではFunctionalな製品ではない。</li> <li>④ETA取得には、インド政府指定の第三者機関によるテストレポートが必要とされる。</li> <li>⑤当該テストレポートの手配に、コスト、時間、手間を要し、インド域内で販売可能な製品が限定されてしまう可能性がある。</li> <li>⑥ETAは通関目的のためだけに利用されるにも関わらず、1回あたり、ETA申請に必要な他国や他認証向け認証Report手配に5-10万円、それとは別にETA取得申請自体に10万円弱の費用が発生し、更に量産前のModuleなどをインドに輸入する際には、このETAを2-3回取得しなくてはならないという無駄金が発生している。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>ETA取得が必要となる条件の明確化。（州毎、もしくは国内全域で統一した明確な条件の制定および運用）</li> <li>インド政府指定の第三者機関による検査レポートという条件の緩和。（指定外も可能といった）</li> <li>ETAに関連するDescription, HS codeの定義の明確化、ETAプロセスの見直し。</li> </ul>	
17	日機輸	対象製品のEMI/EMCの義務化	<ul style="list-style-type: none"> <li>EMI/EMC試験を実施するために、認定されたラボラトリーエコシステムが現在開発中のため、定められている12か月のタイムラインでは不十分な場合がある。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんどの国では EMI テストのみを実施している。IEC 62368 Ed 4-24か月の期日と一致するようにして欲しい。</li> </ul>	
18	日機輸	海外機関発行CBレポートの不認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器登録について、以下の問題がある。</li> <li>インド電子情報技術局(MeitY)の公告により、インドにおいて輸入・製造・販売される強制規制製品である、テレビ、プロジェクター、スマートフォン、二次電池等については、海外の認証機関が発行するCBレポート（CB Test Report=評価試験結果）が認められず、BIS(Bureau of Indian Standards =インド規格協会)指定の試験機関における、安全認証要求への適合、及びBISへの登録が義務となっており、他国と比べ審査・試験に長時間を要している。</li> <li>当局による試験機関に対する監査により、突然、指定試験機関の業務が停止され、試験中の製品に影響をあたえることがある。</li> <li>製品規格の更新の際に、既に承認済みの既存機種にまで遡り、新たな認証が求められており、膨大な承認取り直しが必要とされる。</li> <li>製品の登録は生産工場単位での実施が求められている。</li> <li>機器登録規制では、製品の登録完了とともに、発売前の新製品の情報が当局のホームページで公開される。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際相互承認スキームであるIECEE-CB制度（IEC System of Conformity Assessment CB Schemes for Electrotechnical Equipment and Components）の参加国として、強制登録制度対象製品についてもCBレポートの活用を認めて頂きたい。</li> <li>試験機関に対する監査に関しては、試験中の製品について試験の継続を可能とするなど柔軟に対応して頂きたい。</li> <li>製品規格の更新の際に、既に承認済みの既存機種にまで遡り、新たな認証が求められているが、この点について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Electronics and IT Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012</li> <li>通信端末規則(Indian Telegraph Rules 2017)</li> </ul>

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>ー強制規格の更新や新規製品の追加などの規制改正を行う場合、経過期間の中で試験所認定、テストレポートフォーム、申請システムなどの試験/登録環境が整えられておらず、申請者に十分な準備期間があたえられていない。</p> <p>【事例】 インド通信局は、携帯電話・ルーター・FAX・モデム等を対象とする「通信端末規則」(Indian Telegraph Rules 2017)のもと製品の強制認証制度を2019年10月のPhasel製品カテゴリから開始しており、PhaselIII及びPhaselIV製品カテゴリの強制認証が2023年7月1日より強制となる。本規制は通信機器に対する規制ではあるが、認証取得の際の試験項目に既にBIS登録制度によりカバーされている安全要求、WPC無線認証でカバーされている無線要求が含まれている。このことは二重規制にあたると考えられる。</p> <p>ー強制登録制度 (Compulsory Registration Order) 以外の規制でも、技術規定を遵守しているか判定する試験所をインド政府はインド国内かつ政府指定の試験所に限定することがある。</p> <p>【事例】 原則「通信端末規則」(Indian Telegraph Rules 2017)のもと製品の強制認証制度においてはインド国内の認定試験所での試験が要求されているが、実際にはインド国内の試験所での試験ができない製品 (PhaselIV製品カテゴリのラジオ受信機における規格EN 303 345)も存在し、製造事業者として対応が取れない状況。</p>		<p>改善頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の登録に関して、他国と同様にブランドオーナー単位で製品の登録の実施をして頂きたい。</li> <li>・機器登録規制では、製品の登録完了後、一定期間は新製品の情報が公開されないようにして頂きたい。</li> <li>・強制規格の規制改正の際、強制日を設定する場合には、規制に適合させるための設計変更やインド国内の認可試験所での試験期間など、準備期間を考慮して設定して頂きたい。併せて、対象製品の定義や、試験規格の詳細な内容を早期に開示して頂きたい。</li> <li>・国際基準で認可された試験所であれば、インド国内の指定試験機関に限定せず、地域・設置機関を問わず認めて頂きたい。また、認定試験所については、ISO17025認可ラボであれば、製造事業者の試験場 (ラボ) も期間限定ではなく認めて頂きたい。</li> </ul>	
19	日機輸	海外機関発行のCBレポート不認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インド標準局 (BIS : Bureau of Indian Standards) のBIS 機器登録規制に関し、インドはCBスキームの加盟国であるにも関わらずCBレポートを受け入れておらず、インド国内の認定試験所での試験が強要されている。このため、現地試験と登録に数か月を要する上、申請者の費用負担が大き。</li> </ul> <p>※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。 ※CBスキームは、加盟国の認証機関同士がIEC規格に基づいた試験データを相互に受け入れる国際的な認証制度であり。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の試験機関への認定を拡大して頂きたい。</li> <li>・CBレポートを受け入れて頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BIS Act 2016</li> <li>・ BIS (Conformity Assessment) Regulations, 2018</li> <li>・ Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2021</li> </ul>
20	日機輸	新安全規格の採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しいIEC規格-IEC62368 ED.4 (安全規格) の採用により、期日までにすべての該当製品の再試験と登録が必要となる。この期限は、発表日から24か月になる可能性がある。</li> </ul> <p>この場合、後日有効になる可能性のある現在の登録も含まれる。</p>	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期限を過ぎた場合の更新までの時間を提供する。</li> </ul>	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	時計協	環境法規制の乱立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境法規制については、独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法規制のグローバル統一化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境法規制</li> </ul>
2	日機輸	環境規制、廃棄物処理の実行不十分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境規制や廃棄物処理の実施が不十分。環境規制・リサイクルに関しては、消費者にリサイクルという意識があまり根づいていない。</li> </ul>	変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E-waste</li> <li>・ Plastic packaging waste</li> <li>・ Battery Waste Rules 2022</li> </ul>
3	日機輸	省エネラベル制度と運用上の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネラベル制度と運用上の問題について： ーデザインに問題がある (ラベル中の年度表示が小さすぎる)。</li> </ul> <p>【改善】改善方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー実施状況が自主申告となっており信用性がない。</li> <li>ーインバーターエアコンの規格がない。</li> </ul> <p>【進捗】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー規定制定の動きが始まった。</li> <li>ーウインドウエアコンの規制がスプリットエアコンの規制よりも1ランク緩く、消費者の混乱を招いている。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネラベル制度の改善。</li> <li>・公平な試験機関、試験方法、グローバルな校正方法など細部の運用を定義する必要がある。BEE、NABLなど機関間の綿密な制度調整を期待する。</li> <li>・今後は改定時期を実行可能な猶予期間持って情報公開する必要がある。突然の開始・延期がないよう望む。</li> <li>・インバーターエアコンと同様統一化に向けた調整を要望。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Energy Conservation Act -2010</li> </ul>
4	時計協	電池廃棄物管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電池廃棄物管理規則は、公布された2022年8月24日に、即日施行された。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、本規則の改訂を予定している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022年電池廃棄物管理規</li> </ul>

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		理規則の公布から施行までの猶予期間不足	施行までの猶予期間が無い為、企業によっては対応に間に合っていない可能性がある。		場合、公布から施行までの十分な猶予期間を設けて頂きたい。 ・新規制についても同様。	則 ・ Battery Waste Management Rules, 2022
5	日機輸	電池廃棄物管理規則に基づく改正に伴う影響	・ 2022年電池廃棄物管理規則に基づく改正に伴い、2025年3月31日より現地で電池の販売等を行う企業に対し、拡大生産者責任登録番号を電池上に表示する義務が課せられる。拡大生産者責任登録番号とは、インドに電池を輸入する者が、廃電池に対するリサイクル責任（金銭的負担）を負うため現地当局に登録した際に、輸入者毎に割り振られる番号である。 表示の義務の対象となる情報は、電池の仕様に関する情報ではなく、他国出荷仕向の電池には関係がない。インドへの輸入者が異なれば登録番号が異なるため、同一の仕様の電池がインドに輸入される場合でも輸入社毎に表示の異なる電池が必要となる。 現実問題として、電池メーカーにそのような小ロットで番号を表示した電池を製造するように依頼することは難しく、シール等で表示した場合には安全上の問題が生じかねない。 そのような番号を電池上に表示出来たとしても、市場動向を正確に予測しきれなかった場合、他に転用できない電池の廃棄処分が増える、電池を含む商品の流通に多大な影響が生じる、といった問題が懸念される。	新規	・ 輸入品に対する適用除外を設けて頂きたい。	・ Battery Waste Management (Amendment) Rules, 2023
6	自動部品	プラスチック廃棄物管理規制運用に対する情報不足	・ 本来、製品そのものの以外でも製品包装材や緩衝材、パレタイズ時のシュリンクフィルム等輸出用梱包資材等、多岐に渡る範囲への適応が必要と理解しているが、全てを網羅するにはコストがかかる。	継続	・ 部工会の会員各社がどうい対応しているか知りたい。 ・ また業界全体の困りごとであればその先を展開していただきたい。	・ プラスチック廃棄物管理規制
7	日機輸	プラスチック廃棄物管理規則の改正に伴う影響	・ 2023年10月30日、2016年プラスチック廃棄物管理規則改正の公布と同時に、プラスチック包装を扱う企業に対し、プラスチック包装に、①企業名、②登録認証番号、包装の種類によってはこれに加えて、③厚み、を表示する義務が課せられた。 他に転用できない包装の廃棄処分が増える、商品の流通に多大な影響が生じるといった問題が懸念される。	新規	・ 輸入品に対する適用除外を設けて頂きたい。	・ Plastic Waste Management (Second Amendment) Rules, 2023
8	日機輸	非現実的な包装規制	・ 2022年7月にプラスチック廃棄物管理規則の規制が強化された。同規制では厚さ50 $\mu$ m未満の包装の禁止、多層構造の包装の禁止など、包装資材も規制の対象となっている。 プラスチック製品以外の製造者であっても、包装を使用する限り「生産者」「輸入者」に該当することとなり、包装製造者同様の義務が課せられ、同規制への対応が必要となった。詳細についてはなお不明な部分も多く、情報収集に苦心している。 現状、インド生産の製品には、客先から指示のあるものに関しては、企画に適合した包装材を使用して送品を実施。日本からの輸入製品は、一部客先からの指定に応じて、包装変更を実施して送品という対応をとっている。	継続	・ インド当局がこの規制を適用範囲拡大や調査強化をして対応強制すれば、大きな対応コスト増につながる。適切な適用範囲設定（見直し）と現実的な運用。	
9	日機輸	非現実的な包装規制	・ 包装規制について、以下の問題がある。 －厚さ50 $\mu$ m未満の包装の禁止、多層構造の包装の禁止など、非現実な要求が含まれている。さらに、国内の包装製造者のみならず、包装の使用者も製造者と同様の義務が課せられている。マハラシュトラ州において、連邦法と類似の法規制が施行されたが、要求事項が一部異なり、混乱をきたしている。その他の州でも同様の法制化の動きがあるため、早期に州法との統一を希望する。 多くのプラスチック包装は他地域共通で使用しており、インド独自の厚さ規制への対応は大きな負担となっている。 －プラスチック包装上にブランドオーナーの名称、登録番号、包装の厚さ情報を記載する要求が2021年に発効、2022年に輸入品については取り下げられたが、2023年10月に再度規制が改訂され即日義務化された。困難な表示が義務付けられるだけでなく、規制化されたり取り下げられたりを繰り返し、製造者は混乱している。 －製品、及び包装で再生材のプラスチックを使用した場合はその旨と再生材の使用率の表示を義務付ける規制案が発行された。個々の製品の再生材使用	変更	・ 要求内容は適切な環境影響評価の結果に基づき、現実的な内容に留めて頂きたい。 ・ 製造者と使用者を区別し、それぞれの立場で実行可能な現実的な要求にして頂きたい。 ・ 州法を連邦法と統一して頂きたい。 ・ 輸入品の包装については規制対象外として頂きたい。	・ The Plastic Waste Management Rules, 2016 ・ Maharashtra Plastic and Thermocol Products (Manufacture, Usage, Sale, Transport, Handling and Storage) Notification, 2018

※経由団体：各個人の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			率は変動するためそのような表示は困難。			
10	日機輸	非現実的な包装規制	・小売包装上の特定の表示項目の周囲（上下・左右）に確保すべきスペースの要求が厳しすぎて対応困難になっている。特に小型パッケージはもともスペースが少ないため非現実的な要求となっている。	継続	・表示要求事項の削減や表示場所の制限緩和などにより、実務対応可能な選択肢を用意して頂きたい。	・ The Legal Metrology (Packaged Commodities) Rules, 2011
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	複雑で煩雑な行政手続	・諸規制・手続きにおいて、以下の問題がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－窓口が不明。</li> <li>－決定プロセスが複雑、多すぎる。</li> <li>－権限が規模により州政府であったり国であったりする。また、州での認可事項が国に預けられるなど権限が移る。</li> <li>－承認に時間を要する。</li> <li>－認可会議が月に1度、または会議が幹部の不在で飛んでしまうなど、日程のずれが頻繁に起こる。</li> <li>－これらの手続きを行うためにコンサルタントを使う必要がある。</li> </ul> 【対象となる規制・申請事項】 <ul style="list-style-type: none"> <li>－環境申請</li> <li>－環境NOC (concent to operate)</li> <li>－建築申請</li> <li>－BA (建物(建蔽率、トイレ、雄廃棄設備など) ) 及び技術的安全性を国の基準に基づき確認するもの)</li> <li>－消防、危険物使用申請と現場検査</li> <li>－工場操業許可申請</li> <li>－労働協約など労働問題を要望するための会社制度を定め登録するもの</li> </ul>	継続	・許認可プロセスをより明確化、単純化して欲しい。 ・許認可にかかる時間をもっと短縮して欲しい。	
2	日機輸	工場設立、操業許可の煩雑、遅延	・操業許可に関する法令が細部にわたり、全てに実質的な交渉が必要（シャワー室、食堂座席数など非現実的な規程に関し当局との交渉に時間を要する）。	変更	・事業許認可制度・プロセスの改善。	・ BA (建築確認申請) ・ CTO (運用許可取得) ・ NSWS (National Single Window System)
3	日機輸	新取締役選定・登録手続きの煩雑	・新取締役選定・登録にあたり、取締役番号 (DIN) およびデジタル署名 (DSC) 取得が必要となるが、住居証明書類が厳格に求められ、当初ホテルに滞在する新任取締役では電気料金請求書などがまだなく、手続きに時間を要している。 インド政府の公的書面である外国人在留登録証 (FRO) で手続きを受け付けてもらえない。	継続	・FRO書面での手続きを認めて欲しい。	・ e FRRO (外国人登録の電子化)
4	日機輸	頻繁な法改正・実施規則の不透明	・長年国会審議で成立しなかった新会社法が、2013年9月、急遽国会で可決された。主務官庁、実務ともに、まだ議論不足の感が否めず、今後の政令による明確化を期待するが、具体的なスケジュールが提示されず、法制度改定を見据えたビジネスプランの策定に支障を来している。 通達が突然出され猶予期間なく施行される (3月28日通達、4月1日施行など)、すでに出された通達を頻繁に改訂しフォローアップが困難となっており実務に混乱が発生している。	継続	・いつまでに、どのような政令を整備し、施行するのか、できるかぎり明確にして頂きたい。 ・通達の発効日までの合理的な猶予期間の設定。 ・頻繁に改訂する必要がないよう、十分議論し練られた通達の発信。	・ Companies Act 2013
12. 政府調達						
1	日鉄連	政府調達における国内鋼材・鉄鋼製品の優先調達	・2019年2月、政府調達における国内製品優先調達に関するパブコメを実施。鋼材、鉄鋼製品、鉄鋼生産設備の政府調達に当たり、一定の現地調達を求める内容となっている。	継続	・制度導入回避。	
2	日機輸	政府調達における国内鋼材・鉄鋼製品の優先調達	・インド国営石油会社 (ONGC、Oil India等) は、地場の国内鋼管メーカーを優遇する政府政策があり、海外サプライヤーには応札の機会すら与えられていない。	継続	・一定の優遇措置を国内メーカーに与えるにせよ、海外サプライヤーにも応札機会を与えて頂きたい。	・ DMI&SP (Domestically manufactured iron and steel products) Policy

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	日機輸	政府調達における入札者及び下請け企業の事前承認制度の煩雑さ	・インドにおける全てのMinistries/Departments of the Central & Provincial Governments & Central Public Sectorの実施する入札案件に関して、特定の国の入札者(※)は入札者及びその下請け企業を事前に申請しインド政府から承認を受けなければならない。 ※対象国：中国、パキスタン、ミャンマー、アフガニスタン（インドと国境を共有する国）	変更	・インド政府政策の緩和。	・ Indian Government Office Memorandum dated 23rd July 2020
4	日機輸	政府系入札案件のLetter of Credit案件の不安定さ	・L/C商談を否定するものではないが、あまりにもAmendや延期、変更などが多いインド政府系商談の現状から、商談現場は混乱とコストアップに悩まされている。(場合によっては銀行による意図的なAmend発生も許容されているのではないかととの疑問もある。例：Amend時に別のスペルミスが発生させるなど)	継続	・政府系商談におけるL/C取引(信用状取引)を辞めるよう、マクロでの形成合意は不可能でしょうか。	
13. デジタル・データ関連の問題						
1	JEITA	会計帳簿バックアップにおける課題	・"Book of account"の要求に基づき、「会計帳簿」の毎日のバックアップは必ずインドで行う必要がある。	新規	・監査方法の改善。	・ Company ACT 128
15. 新型感染症に起因する問題						
1	自動部品	金属及び金属製品の品質管理令(BIS-QCO)による材料流通規制	・ばね材料の輸入にあたり、最終出荷者(線材メーカー)はインド鉄鋼省よりBIS認証を取得することを求められている。ばね材料の管理令に対して2020年4月に申請したものの、Covid-19により認証作業が遅れており、未だに材料を輸入することができない。客先への納入欠品の代替策として母材の状態で購入し、インド国内で加工しており、輸入時の輸送効率が悪く結果的に採算性が悪化した状態で生産している。	継続	・鉄鋼省及びBISにおけるQCOに係る業務の迅速化、疎通の円滑化をお願いしたい。 ・鉄鋼省及びBIS側の業務停滞に起因する追加費用やペナルティの補償をしてほしい。	・ BIS license IS9550
99. その他						
1	日機輸	電力供給不足	・電力供給について、以下の問題がある。 一慢性的電力不足。工場運営にふさわしい質の電力供給ができる地域がほとんど存在しない。 一電圧もぶれが激しく、それが原因で故障する電気製品も多い。 一政策による電気料金・補助決定→儲からない電力会社→電力会社に供給量を増やすインセンティブが働かない(外資電力会社も資本を引く)といった、構造的な課題があると聞く。そこにメスが入らない限り、根本的解決はありえない。	変更	・電力インフラの整備。	・ National Electricity Policy
2	日機輸	電力インフラの未整備	・電力インフラが整っていない。タルミ・ナードゥ州で需給逼迫による停電が発生した。	継続	・主要な工業団地のある地域について、早期に需要に見合った発電能力増強をご検討頂きたい。	
3	日機輸	裾野産業の未発達	・裾野産業について、以下の問題がある。 一完成品をインドで製造するに当たり、電子部品などの裾野産業の広がり度が十分でなく、現地調達率を上げることが困難。 一電子部品、アルミ・銅製品の精密加工、直流モーターなどは輸入に頼らざるを得ない。 一サプライヤーがわずかに存在しても、高いレベルの省エネ製品に使えるほど精度の高い部材は生産できない。 一ルビー安の影響で、輸入部材のコストが急騰しているが、それを最終価格に転嫁できず大きな影響を与えている。	継続	・裾野産業を育成・支援するプログラムをより充実させて欲しい。	
4	日鉄連	商用鉱山の採掘権失効	・MMDR Act 2015(改正鉱山法)に基づき、商用鉱山の採掘権が、権益取得後50年、或いは2020年3月31日に失効する。失効後は、鉱区探査後にオークションを経て新採掘権者が決定され、(環境・森林使用認可後、)生産再開までに時間を要すると見込まれる)。	継続	・手続きの簡素化等のスムーズな移管手続き・運用。	
5	日機輸	土地所有権管	・土地の所有権移転履歴が管理されていない(同一物件に対する複数の売買	継続	・土地建物に対する所有権登記管理制	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。



問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		理制度の未確立	契約が存在)。 ・建物登記が厳密には存在しない(売買契約にのみ基づき所有権が移転し、物件が特定されない)。		度の構築。 ・取得のみならず、取得後の分筆手続きなどの情報のシンプル化、公開を求める。	